

令和３年度 第２回

市川市立小学校、中学校 及び 義務教育学校 通学区域審議会

令和３年１１月１２日（金）午前１０時～
市川市役所 第２庁舎 ４階 大会議室

次 第

- １ 教育委員会挨拶
- ２ 審議会会長挨拶
- ３ 諮問
 - ・ 指定学校変更制度等の見直しについて
- ４ 調査審議（答申関係）
 - （１）市川市立小学校、中学校及び義務教育学校 通学区域の見直しに関する方針について
 - （２）市川市立宮田小学校の通学区域の設定について
- ５ 答申
 - （１）市川市立宮田小学校の通学区域の設定について
 - （２）市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針について
- ６ 調査審議
 - （１）指定学校変更制度等の見直しについて
 - （２）通学区域の再編案について
- ７ 報告
 - （１）令和３年度 在学年児童生徒に係る指定学校変更等について（中間報告）
 - （２）令和４年度 新入生に向けて児童生徒数増加傾向の学校の状況と指定学校変更の制限について（報告）
- ８ その他



市川第 20210908-0126 号

令和 3 年 1 1 月 1 2 日

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会

会 長 中嶋 貞行 様

市川市教育委員会

教育長 田中 庸恵

指定学校変更制度等の見直しについて（諮問）

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

指定学校変更制度等の見直しについて

2 諮問理由

本市では、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則第 2 条の規定に基づき、居住する住所によって通学区域を定め、就学すべき学校を指定しています。一方、児童生徒の具体的な事情に対応するため、同規則第 3 条において、一定の条件に該当する場合には、保護者からの申請により指定された学校を変更することできる指定学校変更制度を定め、通学区域の弾力的運用を実施しています。

また、通学区域変更等に伴う経過措置として、特定の地域に居住する者に適用される学校選択制を導入しています。

本市では、中学校区を単位とした学びと育ちの連続した環境づくりの実現と、適正配置の方策の効果を担保するために、通学区域の見直しを進めておりますが、併せて、児童生徒の具体的事情や地域の実情に即して就学すべき学校を指定することができるようにするため、指定学校変更制度等の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものです。



令和 3 年 1 1 月 1 2 日

市 川 市 教 育 委 員 会
教育長 田中庸恵 様

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会
会長 中嶋 貞行

市川市立宮田小学校の通学区域の設定について（答申）

令和 3 年 7 月 1 5 日付市川第 20201217-0305 号で市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会へ諮問のありました標記の件について、本審議会において審議した結果、下記のとおりとりまとめましたので、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例第 2 条の規定に基づき、答申いたします。

記

市川市立宮田小学校の通学区域は次のとおりとする。

学校名	通 学 区 域
市川市立 宮田小学校	・ 市川南 1 丁目 ・ 市川南 2 丁目 1～4 番、9 番 ・ 市川南 3 丁目 14 番 11 号、16 号、21 号、23 号 （市川パークハウス、市川セントラルハイツのみ） ・ 新田 2 丁目 20～33 番 ・ 新田 3 丁目 19～27 番 ・ 新田 4 丁目

（現在の通学区域と変更なし）



令和 3 年 1 1 月 1 2 日

市 川 市 教 育 委 員 会

教育長 田中 庸惠 様

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会

会 長 中嶋 貞行

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校
通学区域の見直しに関する方針について（答申）

令和 2 年 7 月 22 日付市川第 20200610-0243 号で市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会へ諮問のありました標記の件について、本審議会において審議した結果、下記のとおり取りまとめましたので、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例第 2 条の規定に基づき、答申いたします。

記

1. はじめに

通学区域は、適切な学校環境の基で、子どもの学びを保障し、通学の安全確保や学校規模の適正化を図るとともに、学校と地域が一体となって子どもを育む体制を整えることを目的に設定されたものである。

しかしながら、今般の児童生徒数の変動や都市基盤整備等により、現状の通学区域は、地域的な児童生徒数の偏在によって学校規模に差が生じていることや、多くの中学校ブロックで、その中学校とブロック内の小学校の通学区域の一部が一致しておらず、「学び」と「育ち」の連続性を大切にし、小中一貫教育を推進する本市においては、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学していることが課題として顕在化してきており、望ましい学校環境の提供が難しくなっている。

このような状況を踏まえ、教育委員会は、平成 30 年 3 月に『市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針』を策定し、学校規模の適正化や小中学校の連続性を確保するための方策の一つとして、学校施設の建替えを行う際を中心に、通学路の安全や自治会の区分等に留意しつつ、小中学校の一致を目的とした通学区域の見直しを検討するとされた。

通学区域の見直しにあたっては、現状の通学区域の課題を検証した上で、地域の実

情等を踏まえつつ、保護者や地域等と十分な協議、調整を行いながら進めることが重要である。

このような背景から、令和 2 年 7 月 22 日、教育委員会から、学校施設の建替え時に各学校の通学区域の見直しを行う際の指針となる『市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針』について諮問を受け、本答申に至ったものであり、これによって、適切な通学区域が設定され、子どもたちの望ましい学校環境の実現が一層推進されることを期待したい。

2. 方針策定のための基本的な考え方

本答申を基に教育委員会が『市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域の見直しに関する方針』を策定し、その中で、通学区域の見直しを行う際のルール等を示した「通学区域の見直し方針」やそれに基づき作成した中学校ブロックごとの通学区域を示した「通学区域の再編案」を定め、通学区域の見直しを適切に進められたい。

3. 現状の通学区域の課題

(1) 小学校と中学校の通学区域の不一致

義務教育 9 年間の学びを支える環境を実現するためには、小中学校の通学区域は一致していることが望ましいといわれている。

しかしながら、本市では多くの中学校ブロックで、その中学校とブロック内の小学校の通学区域の一部が一致しておらず、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学している。

また、通学区域の弾力的運用として、小中学校ともに指定校変更制度を設けているが、中学校ブロックを単位とした学びと育ちの連続した環境づくりと適正配置の方策の効果を担保するためには、制度の在り方について検討を行う必要がある。

(2) 通学路の安全確保

東京外郭環状道路や都市計画道路をはじめとした幅員が広く、交通量の多い道路の整備が進むなど、児童生徒の通学環境が変化する中で、通学路の安全対策を計画的かつ継続的に実施する必要がある。

(3) 通学区域による地域コミュニティの分断

学校開校時の立地状況や学校規模、歴史的な背景などにより、現状の通学区域は、自治会などを基盤とした地域コミュニティを分断している地域がある。

このことにより、地域コミュニティの形成や地域行事、子ども会の活動などに支障をきたす場合も懸念される。

（４）学校規模の差

『市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針』では、小中学校の通常学級の適正な学級数を概ね 12 学級から 18 学級としているが、地域的な児童生徒数の偏在によって、特定の学校が小規模化あるいは大規模化することで、学校規模に差が生じてきている。

小規模校と大規模校には、それぞれ利点と課題があり、小規模校には、きめ細かな指導が行いやすいなどの利点がある一方で、児童生徒が生きる力を育むために多様な考えに触れたり、切磋琢磨したりすることのできる一定規模の集団が確保されにくいなど、多様な意見の中で新たな価値を創造する観点からは、教育条件への影響が懸念される。

大規模校には、多様なグループ活動が可能なことなどの利点があるが、学校行事等において係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が減少することなどが懸念される。

（５）通学距離

現状の通学距離は、適切な学校規模の条件として国が示す通学距離の規定（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令）に照らし、適正な距離となっているが、現状より広い通学区域を設定した場合には、遠方の学校に通学する児童生徒の登下校時の安全の低下や身体的な負担増が懸念される。

4. 通学区域の見直し方針

通学区域の見直しは、複数の課題に対応すること、学校ごとの実態に即したものであること、見直しの影響が過度とならないこと等に留意して進める必要がある。

このことから、見直しを行う際のルールとして、以下の項目を整理した。

（１）見直しの視点及び留意点

①視点 1 小中学校の連続性

子どもの学びと育ちの連続性を重要とし、小中学校の連続性（9 年間の義務教育）を確保するため、一つの小学校の児童が異なる中学校に進学することがないよう、原則として、小中学校の通学区域を一致させること。

②視点 2 通学路の安全

交通量の多い幹線道路などには、横断歩道や歩道橋などの必要な安全対策を講じることが前提となるが、道路の構造上の理由等により、安全対策を講じることが困難な場合は、可能な限り、当該道路を通学区域の境界とすること。

③視点 3 地域コミュニティのつながり

自治会等の一体性を様々な制度において確保することは、地域コミュニティの活性化や地域の防災力の向上につながることから、自治会単位で通学区域を編成することが望ましい。

このため、地域コミュニティや防災への影響を考慮し、可能な限り、自治会単位で通学区域を編成すること。

④視点 4 学校規模の是正

学校規模の差によって、教育条件や教育環境に不均衡が生じないように、小規模校の是正を行うなど、可能な限り、規模の適正化を図ること。

⑤留意点 通学距離

本市の通学距離は概ね適正な距離となっているが、引き続き、児童生徒の登下校時の安全確保と身体的負担の軽減を図るため、小学校では 4km 以内、中学校では 6km 以内となるよう通学距離に留意すること。

(2) 見直しの流れ

通学区域の再編案を作成する流れを以下のとおり整理した。

①小中学校の通学区域の一致（視点 1 小中学校の連続性）

中学校ブロック単位で、原則として、中学校の通学区域を小学校の通学区域に合わせられたい。

義務教育学校などの小中一貫教育を推進するための方策の検討が行われている中学校ブロックは、中学校の通学区域を、原則として、その対象となっている小学校の通学区域に合わせられたい。

②通学路の安全確保（視点 2 通学路の安全、留意点 通学距離）

道路の構造上の理由等により、交通量の多い幹線道路などに安全対策を講じることが困難な場合は、通学距離に留意しながら、可能な限り、当該道路を通学区域の境界

とされたい。

③学校規模の是正（視点 3 地域コミュニティのつながり、視点 4 学校規模の是正）
隣接する学校が大規模校（19 学級以上の学校）と過小規模校（小学校 6 学級、中学校 9 学級以下）となる場合は、規模の是正を目的に、可能な限り、自治会単位で通学区域を編成されたい。

（３）通学区域決定までの手続き

通学区域の見直しが、児童生徒の充実した学校生活の実現と地域の活性化につながるよう、保護者や地域住民と十分協議、調整を行いながら、適切に進めることが重要である。

このことから、各学校の新たな通学区域の決定にあたっては、通学区域の変更により、影響のある学校の学校運営協議会において、「通学区域の再編案」を基に、協議、調整を行われたい。

その上で、教育委員会は、本審議会に「通学区域の設定」について、諮問し、本審議会の答申を踏まえ、教育委員会会議に「通学区域の決定」について、議案を提出し、議決を得て、新たな通学区域を決定されたい。

なお、「現行の通学区域」と「通学区域の再編案」が同じ場合であっても、通学区域を決定した当時の背景や要因が現在とは異なることから、この流れに沿って、通学区域の変更がないことを決定されたい。

（４）通学区域の決定及び適用の時期

新たな通学区域を決定する対象は、学校施設の建替えを行う学校とし、通学区域は、建替え後の学校規模に影響を与えることから、原則、建替え後の学校規模を決定する前（基本構想・基本計画の策定）までに、新たな通学区域を決定されたい。

現行の通学区域では範囲内であったが、新たな通学区域では範囲外となった地域についても、通学区域を設定し、就学予定者が就学すべき学校を指定する必要があることから、新たな通学区域の決定と合わせて、当該地域の通学区域についても決定されたい。

また、通学区域の変更内容や効力発生時期等について、適切な方法で周知を行った上で、建替え後の学校施設の供用開始と合わせて、決定した通学区域を適用されたい。

(5) 経過措置

望ましい学校環境を実現するため、通学区域の見直しを着実に進めながらも、児童生徒や保護者、地域への影響をできる限り少なくするため、慎重な対応が必要となる。

そこで、通学区域の変更に伴い、指定学校が変更となった児童生徒については、以下の経過措置を設けることとされたい。

- ①在校生は、卒業まで旧通学区域の指定学校への通学を可能とする。
- ②兄弟姉妹が旧通学区域の指定学校に在籍している場合、対象の児童生徒は、卒業まで旧通学区域の指定学校への入学・通学を可能とする。
- ③旧通学区域の指定学校から新通学区域の指定学校への転校はいつでも可能とする。

その他、地域の実情を踏まえ、学校運営協議会で協議、調整を行いながら必要な経過措置を学校ごとに検討することとされたい。

(6) 指定校変更制度

本市は、保護者の就学義務を円滑に履行させるため、通学区域を設定し、就学予定者が就学すべき学校を指定している。

一方、児童生徒の具体的な事情に応じた対応ができるよう、保護者からの申請に基づき、一定の条件に該当する場合には、居住する住所の通学区域に基づき、指定される学校を変更できることとしている。(指定校変更制度)

中学校ブロックを単位とした学びと育ちの連続した環境づくりと適正配置の方策の効果を担保するため、新たな通学区域決定後の指定校変更制度の基本的な考え方については、原則以下のとおり整理した。

また、当該指定校変更制度の効力発生時期については、通学区域の変更がある学校においては、新たな通学区域の適用時とし、通学区域の変更がない学校においては、建替え後の学校施設の供用開始時とされたい。

- ①通学（距離等）や学校生活（いじめ等）の安全に特段の配慮を要する場合に限り、指定学校を変更できるものとされたい。
 - ②小中一貫教育推進の観点から、義務教育学校等への就学を希望し、通学距離などの一定の基準を満たした場合は、指定学校を変更できるものとされたい。
- ただし、義務教育学校等の施設に余裕がなく、受け入れが困難な場合は、抽選等により就学を決定することとされたい。

なお、指定学校を変更し、居住する中学校ブロックと異なる中学校ブロックの小学

校に就学した児童が、その小学校が属する中学校ブロックの中学校への就学を希望した場合の取り扱いや指定校変更に関わる具体的な許可基準等については、この基本的な考え方に基づき、現在審議を行っている「指定校変更制度等の見直しについて」の答申を踏まえて整理されたい。

5. 通学区域の再編案の作成

通学区域の見直し方針で示した「見直しの流れ」に沿って、教育委員会が中学校ブロックごとに通学区域の再編案を作成し、それを基に学校運営協議会で協議、調整を行われたい。

学校運営協議会での協議、調整の結果、通学区域の再編案に見直しが必要となった場合には、それを踏まえ、全体の再編案を修正されたい。

ただし、既に新たな通学区域を決定した学校の通学区域には、原則、修正の影響は及ばないものとされたい。

6. 通学区域の見直しの推進にあたって

通学区域の見直しは、児童生徒の学校生活や地域活動などへ影響を与えることから、学校や地域の様々な条件を考慮し、丁寧に協議、調整を行うことで、保護者、地域住民に十分な理解と協力をいただきながら、円滑に進められることをお願いしたい。

また、全市的な通学区域の見直しは、長期に及ぶことから、社会の動向等に注視し、適宜、見直しを行いながら、適切に進められたい。

以上

市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会

会 長	中 嶋	貞 行
副会長	石 田	清 彦
委 員	石 原	た か ゆ き
委 員	岩 井	忠 良
委 員	尾 上	悦 子
委 員	菊 池	和 彦
委 員	久 保 川	隆 志
委 員	高 梨	紀 雄
委 員	高 橋	大 策
委 員	富 田	勇 人
委 員	中 原	基 貴
委 員	増 田	貞 幸

第1回通学区域審議会の意見と対応一覧

No.	分 類	意 見	対 応
1	見直しの視点	視点2「児童生徒の安全確保ができない場合」という表現について、誤解を与えない表現となるよう検討してもらいたい。	表現を見直します。
2	経過措置	経過措置の2つ目、旧通学区域の指定学校への入学、通学を可能とする期間は、どの程度を想定しているのか。	指定校変更制度の対象となる児童、生徒が卒業するまでの期間を想定しています。
3	指定校変更制度	現在の指定校変更の距離に関する許可基準は、小学校1km、中学校2kmとなっているが、転居の場合、転居前の中学校から6km以上離れてしまう生徒もいる。このような生徒への対応として、指定校変更の距離をどのように考えているのか。	指定校変更制度については、小中の連続性の確保や通学の実態等を踏まえ、今後検討していく予定です。 その中で、距離に関する許可基準についても検討していきます。
4		児童生徒数は、減少傾向にあるものの、指定校変更の数は増加傾向にある。指定校変更が増加している理由を教育委員会で把握していくべきである。	
5		二俣小の新1年生の指定校変更の状況について、指定校変更の理由や人数を教育委員会はどの程度把握しているのか。	
6		小中の通学区域を一致させ、指定校変更を減らすことは良い考えであるが、小中の連続性を確保するという観点から、居住地と異なる中学校ブロックの小学校に指定校変更し、中学校も指定校変更する子どもへの配慮が必要である。	
7	通学区域の見直し	新たな通学区域の決定は隣接する学校も一緒に行うのか。	通学区域を決定する対象は、学校施設の建替えを行う学校としています。ただし、決定にあたり、隣接する学校など、通学区域の見直しによって影響のある学校については、その学校の学校運営協議会と調整、協議を行うこととしています。 なお、現行では通学区域であったものの、新たな通学区域では範囲外となった地域についても、通学区域を設定する必要があることから、その取り扱いについて、整理します。
8		全市的な通学区域の見直しは、長期に及ぶため、社会情勢の変化等を踏まえ、適宜見直しを行いながら、進めてもらいたい。	社会情勢の変化等を見極めつつ、適宜見直しを行いながら進めていきます。

市川市の指定学校変更制度等の見直しに向けて

◆就学校の変更について（学校教育法施行令第8条）

- ・保護者の意向や子どもの状況に合致しない場合等、市町村教育委員会が相当と認める時は、保護者の申立により市町村内の他の学校に変更することができる。

◆指定学校変更制度

- ・居住する住所によって、通学区域が定められているが、児童生徒の具体的な事情に対応できるよう、保護者からの申請に基づき、一定の条件に該当する場合は、指定された学校を変更できる。（市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則 第3条）

◆指定学校変更制度に関する市の考え方

《市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針》（H30.3.8）

適正規模 適正配置 小・中学校の連続性

- ・学級数を概ね12学級から18学級とする。
- ・隣接する学校の規模や通学の安全性と距離に留意し、通学区域を見直す。
- ・育ちと学びの連続した環境を作るため、小・中学校の通学区域が一致していることが望ましい。
- ・指定学校変更制度のあり方について見直しを進めていく。

◎指定学校変更の現状と課題

- ・毎年、保護者から1,400件程度の指定学校変更申請がされている。申請は広い地域に渡っており、小・中学校の連続性が確保されていない。

学びと育ちの連続した環境

適正配置の効果

指定学校変更制度の運用について見直しを進めていく。

◆学校選択制

- ・市町村教育委員会は、保護者の意見を踏まえて、就学校を指定することができる。

（学校教育法施行規則第32条第1項）

《地域選択》○従来の通学区域は残したまま、特定の地域に居住する者について学校選択を認める。

*塩焼小学校区になるが、行徳小学校を選択可。H17～（妙典小学校も可）

- ・妙典4丁目10番～13番 ・妙典5丁目8番～13番
- ・妙典6丁目9番～16番

*幸小学校区になるが、塩焼小学校を選択可。H17～

- ・末広2丁目

*富美浜小学校区になるが、塩浜学園を選択可。H27～

- ・南行徳3・4丁目

◎今後、校舎の建替えを行うにあたり通学区域の見直しを検討するが、その際に学校や地域の状況に応じて、学校選択制についても見直しを進めていく。

◆建替え後の学校

- ・新たな通学区域の適用（通学区域の見直しを行わない学校は、建替え後の学校施設の供用開始）と合わせて、指定学校変更の条件を整えていく。

通学の安全

学校生活の安全

小・中一貫教育の推進

◆既存の学校

- ・現行の指定学校変更申請に係る許可基準について見直しを進めていく。

通学の安全

学校生活の安全

小・中一貫教育の推進

*距離については、例外措置を適用する。

市川市の指定学校変更制度等の見直しに向けて

1 就学校の指定

保護者の意向や子どもの状況に合致しない場合等において、市町村教育委員会が相当と認めるときには、保護者の申立により市町村内の他の学校に変更することができるとされている。（学校教育法施行令第8条）

本市でも、居住する住所によって、通学区域が定められているが、児童生徒の具体的な事情に対応できるよう、保護者からの申請に基づき、一定の条件に該当する場合は、指定された学校を変更できることとしている。（市川市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則 第3条）

2 指定学校変更制度

〈指定学校変更制度に関する市川市の方針について〉

本市では、「市川市立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する方針」（平成30年3月策定）を定め、学校の教育条件の維持向上を図りながら、義務教育9年間を基盤とした学びと育ちの連続した環境づくりを推進している。

- ・学級数を概ね12学級から18学級とし、隣接する学校の規模や通学の安全性と距離に留意し、通学区域を見直していく。
- ・育ちと学びの連続した環境を作るため、小・中学校の通学区域が一致していることが望ましい。
- ・指定学校変更制度のあり方について見直しを進めていく。

〈指定学校変更の現状と課題〉

現状では、毎年、保護者から1,400件程度の指定学校変更申請がされている。申請は、広い地域に渡っていることもあり、多くの地域で、中学校区とその学区を構成する小学校の通学区域の一部が一致しておらず、小・中学校の連続性が確保されていないことも課題である。

〈指定学校変更制度の運用について〉

これらの現状を踏まえ、本市では、通学区域の弾力的運用として、小中学校ともに指定学校変更制度を設けているが、中学校区を単位とした学びと育ちの連続した環境づくりの実現と、適正配置の方策の効果を担保するために、指定学校変更制度のあり方について見直しを進めていく。

指定学校変更制度においては、「建替え後の学校」と「既存の学校」について、通学路の安全性や自治会等の区分に留意し、学校生活の安全に特段の配慮を要する場合（いじめ等）や、小中一貫教育推進の観点から、通学経路等の一定の基準を満たした場合に指定学校変更できるようにしていく。

「建替え後の学校」・・・建替え後の学校施設の供用開始時期と合わせて新たな通学区域を適用するため、それに合わせて指定学校変更の条件を検討していく。

「既存の学校」・・・現行の指定学校変更の許可基準について、児童生徒の具体的事情や地域の実情に即して、慎重に検討を進める。尚、距離については、例外措置を適用する。

3 学校選択制

- ・市町村教育委員会は、就学校を指定する場合に、就学すべき学校について、保護者の意見を踏まえて、就学校を指定することができる。（学校教育法施行規則第 32 条第 1 項）
- ・平成 11 年に、行徳小学校と塩焼小学校の学区の一部を加えて、妙典小学校が開校した。
- ・平成 17 年より、通学区域の変更に伴う措置として、従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について学校選択を認めるものとした。これを地域選択という。

〈地域選択〉

＊平成 17 年度の通学区域の変更に伴う措置として、以下の地域は塩焼小学校区になるが、行徳小学校を選択することができる。（妙典小学校も可）

- ・妙典 4 丁目 10 番～13 番 ・妙典 5 丁目 8 番～13 番
- ・妙典 6 丁目 9 番～16 番

＊平成 17 年度の通学区域の変更に伴う措置として、以下の地域は幸小学校区になるが、塩焼小学校を選択することができる。 ・末広 2 丁目

＊平成 27 年には、小中一貫教育の実施を目的とした義務教育学校の塩浜学園が開校した。

＊「小・中一貫校」の教育活動を行うことから通学区域を広げ、富美浜小校区になるが、塩浜学園を選択できる。（平成 27 年度より） ・南行徳 3・4 丁目

〈今後の方向性〉

- ・校舎の建替えを行うにあたり、通学区域の見直しについて検討するが、その際に学校や地域の状況に応じて、学校選択制についても見直しを進めていく。

〈参考〉

- ・文部科学省のホームページでは、学校選択制を次のように分類している。

自由選択制	・当該市町村内のすべての学校について選択を認めるもの
ブロック選択制	・当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の学校について選択を認めるもの。
隣接区域選択制	・従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の学校について選択を認めるもの。
特認校制	・従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも選択を認めるもの。
特定地域選択制	・従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの。

【第一中学校ブロック】通学区域が変更となる地域の生徒 中学校への就学状況

区分	地番	生徒数	就学状況	主な指定校変更理由
①東国分中学校から編入 【東国分中→一中】	・ 国分6丁目13番、17番～25番 ・ 国分7丁目 ・ 中国分1丁目 ・ 中国分3丁目17番～19番 ・ 堀之内1～5丁目	138人	東国分中 74人（54%） 一中 38人（27%） その他 26人（19%）	友人 20人 兄弟 9人 距離 4人 途中転居 2人 その他 3人
②第二中へ編入 【一中→二中】	・ 市川3丁目26番、27番 ・ 市川4丁目 ・ 国府台2丁目1番～7番	33人	一中 6人（18%） 二中 20人（61%） その他 7人（21%）	友人 10人 兄弟 2人 距離 1人 途中転居 1人 その他 6人
③大洲中学校から編入 【大洲中→一中】	・ 市川南3丁目 （14番11号、16号、21号、23号除く）	93人	大洲中 13人（14%） 一中 38人（41%） その他 42人（45%）	友人 28人 兄弟 6人 距離 1人 途中転居 2人 その他 1人
計		264人		

【第二中学校ブロック】通学区域が変更となる地域の生徒 中学校への就学状況

区分	地番	生徒数	就学状況	主な指定校変更理由
①東国分中学校から編入 【東国分中→二中】	・国分5丁目 ・国分6丁目1番～12番 ・国分6丁目14番～16番 ・東国分2丁目	65人	東国分中 14人（21%） 二中 40人（62%） その他 11人（17%）	友人 22人 兄弟 6人 距離 3人 途中転居 1人 その他 8人
②第一中学校から編入 【一中→二中】	・市川3丁目26番、27番 ・市川4丁目 ・国府台2丁目1番～7番	33人	一中 6人（18%） 二中 20人（61%） その他 7人（21%）	友人 10人 兄弟 2人 距離 1人 途中転居 1人 その他 6人
③第三中学校へ編入 【二中→三中】	・菅野1丁目19番、20番 ・菅野2丁目1番～20番	93人	二中 13人（26%） 三中 2人（4%） その他 34人（70%）	友人 2人 兄弟 0人 距離 0人 途中転居 0人 その他 0人
④第八中学校へ編入 【二中→八中】	・平田1丁目 ・平田2丁目	191人	二中 14人（29%） 八中 14人（29%） その他 21人（42%）	友人 3人 兄弟 1人 距離 7人 途中転居 2人 その他 1人
計		382人		

【第三中学校ブロック】通学区域が変更となる地域の生徒 中学校への就学状況

区分	地番	生徒数	就学状況	主な指定校変更理由
①東国分中学校へ編入 【三中→東国分中】	・ 曾谷2丁目	57人	三中 47人（82％） 東国分中 1人（2％） その他 9人（16％）	友人 1人 兄弟 0人 距離 0人 途中転居 0人 その他 0人
②下貝塚中学校へ編入 【三中→下貝塚中】	・ 宮久保3丁目1番～14番 ・ 宮久保3丁目28番～38番 ・ 宮久保4丁目	94人	三中 83人（88％） 下貝塚中 0人（0％） その他 11人（12％）	友人 0人 兄弟 0人 距離 0人 途中転居 0人 その他 0人
③第二中学校から編入 【二中→三中】	・ 菅野1丁目19番、20番 ・ 菅野2丁目1番～20番	93人	二中 13人（26％） 三中 2人（4％） その他 34人（70％）	友人 2人 兄弟 0人 距離 0人 途中転居 0人 その他 0人
④第六中学校から編入 【六中→八中】	・ 八幡1丁目8番～24番	244人	六中 9人（36％） 三中 5人（20％） その他 11人（44％）	友人 3人 兄弟 2人 距離 0人 途中転居 0人 その他 0人
計		488人		

【第四中学校ブロック】通学区域が変更となる地域の生徒 中学校への就学状況

区分	地番	生徒数	就学状況	主な指定校変更理由
①下貝塚中学校から編入 【下貝塚中→四中】	・ 北方町4丁目1456番地～1478番地 ・ 北方町4丁目2130番地～2309番地	2人	下貝塚中 2人（100%） 四中 0人（0%） その他 0人（0%）	友人 0人 兄弟 0人 距離 0人 途中転居 0人 その他 0人
計		2人		

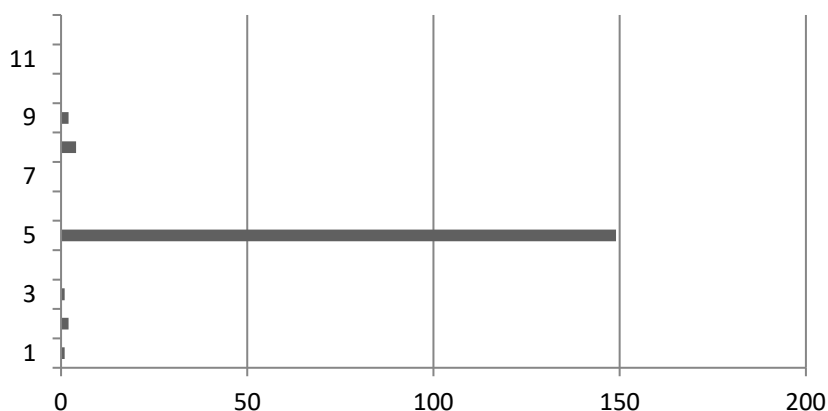
93

97人

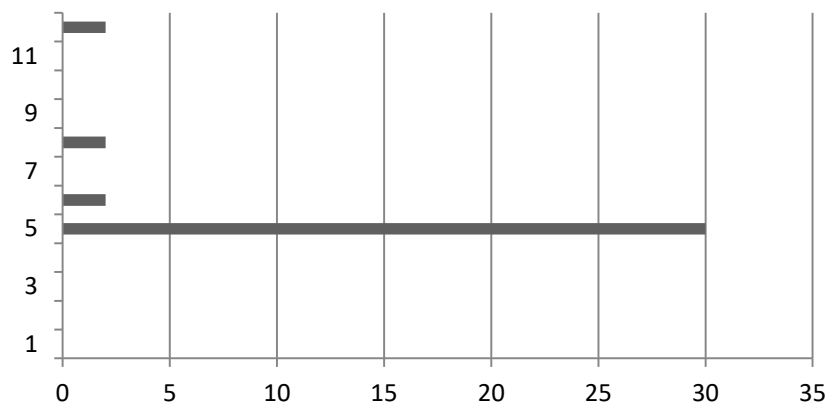
令和3年度 在学年児童生徒 指定学校変更申請理由表 R3.10.1現在

	小学校（人）	割合（％）	中学校（人）	割合（％）
1 心身の疾病	1	0.6	0	0.0
2 通学経路	2	1.3	0	0.0
3 両親の就労	1	0.6	0	0.0
4 学区変更	0	0.0	0	0.0
5 従前の学校	149	93.7	30	83.2
6 事前転入	0	0.0	2	5.6
7 学校行事	0	0.0	0	0.0
8 友人関係	4	2.5	2	5.6
9 距離が近い	2	1.3	0	0.0
10 兄弟姉妹	0	0.0	0	0.0
11 受入れ可能	0	0.0	0	0.0
12 その他	0	0.0	2	5.6
合計	159	100.0	36	100.0
市内全体	21,921名	0.7%	9,567名	0.4%

小学校（人）



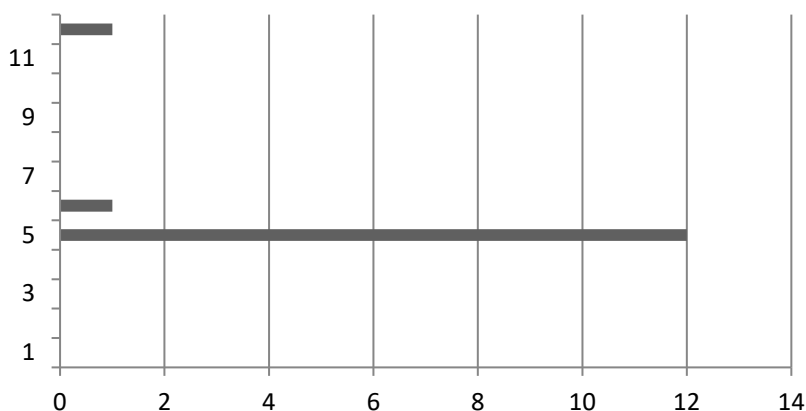
中学校（人）



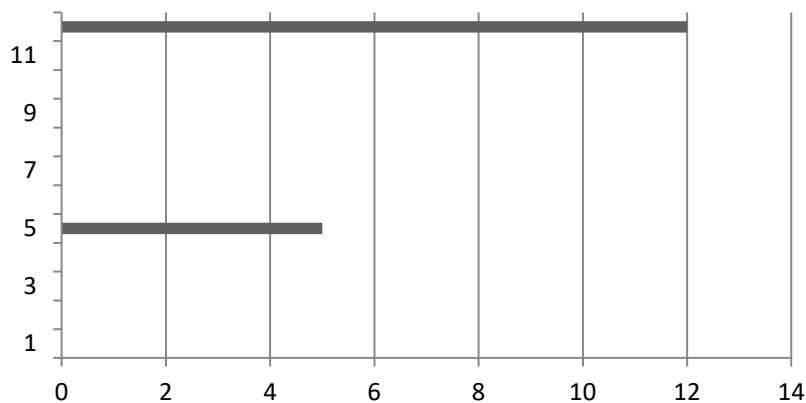
令和3年度 在学年児童生徒 区域外就学申請理由表 R3.10.1現在

	小学校 (人)	割合 (%)	中学校 (人)	割合 (%)
1 心身の疾病	0	0.0	0	0.0
2 通学経路	0	0.0	0	0.0
3 両親の就労	0	0.0	0	0.0
4 学区変更	0	0.0	0	0.0
5 従前の学校	12	85.8	5	29.4
6 事前転入	1	7.1	0	0.0
7 学校行事	0	0.0	0	0.0
8 友人関係	0	0.0	0	0.0
9 距離が近い	0	0.0	0	0.0
10 兄弟姉妹	0	0.0	0	0.0
11 受入れ可能	0	0.0	0	0.0
12 その他	1	7.1	12	70.6
合計	14	100.0	17	100.0
市内全体	21,921名	0.1%	9,567名	0.2%

小学校(人)

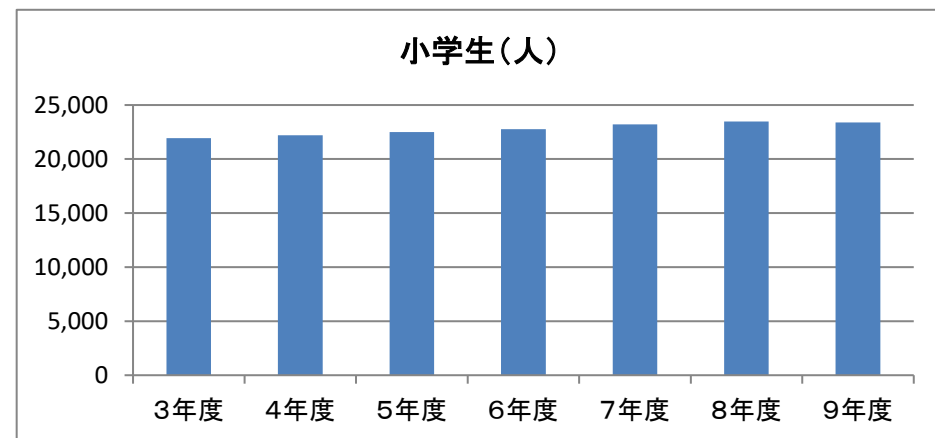


中学校(人)

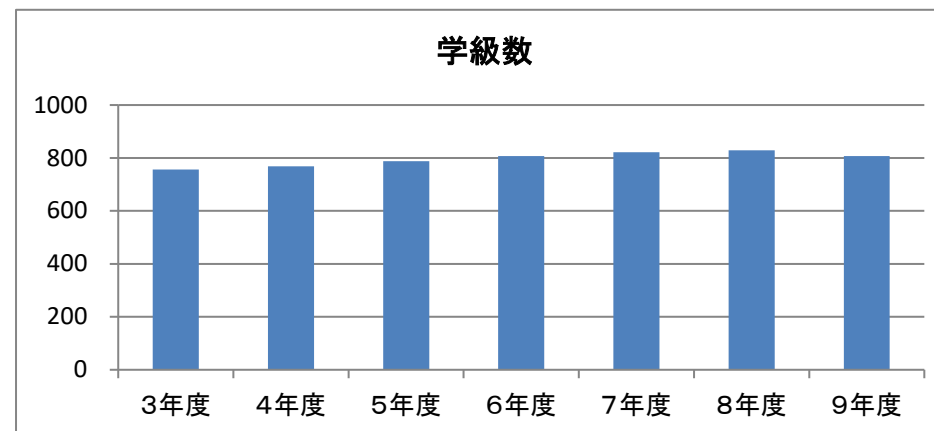


令和3年度の市内在住の年齢別人口を基にした児童生徒数と学級数の推計

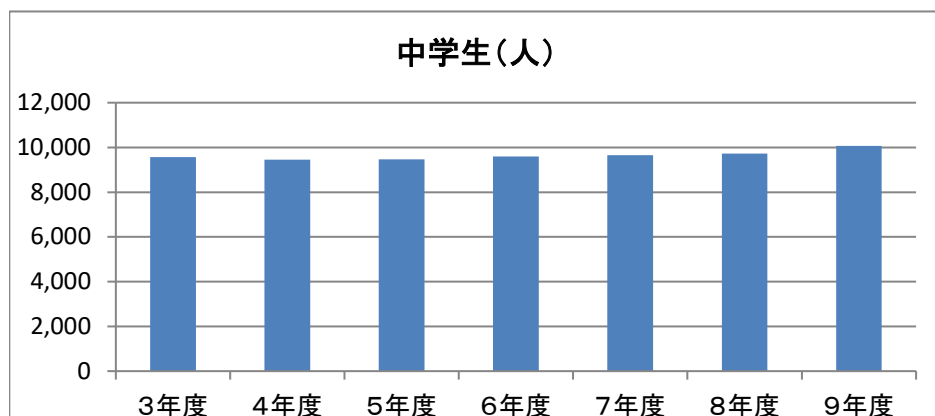
年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
小学生(人)	21,922	22,216	22,486	22,753	23,204	23,474	23,379
減少率(%)	100.0%	101.3%	102.6%	103.8%	105.8%	107.1%	106.6%



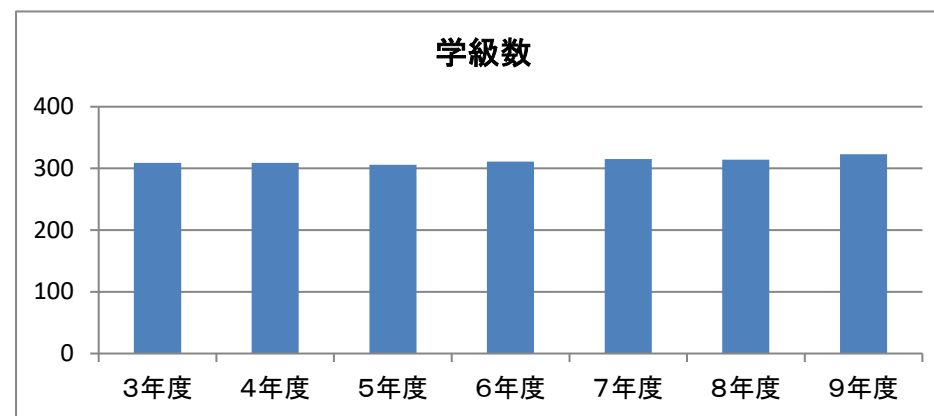
年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
学級数	756	769	788	807	822	829	807
減少率(%)	100.0%	101.7%	104.2%	106.7%	108.7%	109.7%	106.7%



年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
中学生(人)	9,567	9,450	9,471	9,591	9,651	9,731	10,073
減少率(%)	100.0%	98.8%	99.0%	100.3%	100.9%	101.7%	105.3%



年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
学級数	309	309	306	311	315	314	323
減少率(%)	100.0%	100.0%	99.0%	100.6%	101.9%	101.6%	104.5%



児童生徒増減数の学校の状況と指定学校変更の制限の予定(令和3年5月1日現在)

学級編制の基準となる人数

	小学校							中学校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年		1年	2年	3年
R3年度	35	35	35	38	38	38		35	38	38
R4年度	35	35	35	38	38	38		35	38	38
R5年度	35	35	35	35	38	38		35	38	38
R6年度	35	35	35	35	35	38		35	38	38
R7年度	35	35	35	35	35	35		35	38	38
R8年度	35	35	35	35	35	35		35	38	38

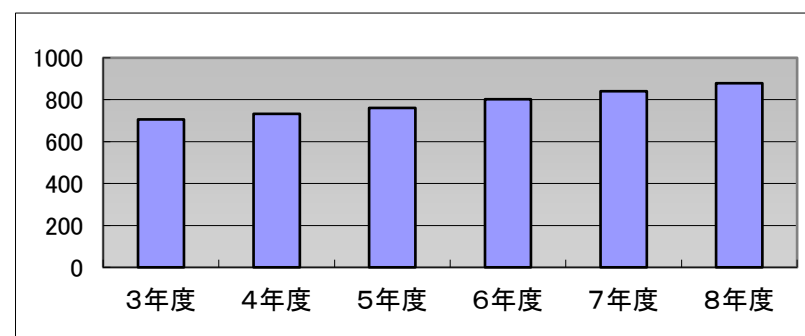
	文部科学省による学級編制基準
	千葉県による弾力的運用の対象人数

市川小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校《兄弟》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	706	733	760	803	840	879
学級数	22	23	24	25	26	27

※ 今後増加傾向(教室不足:最大23教室まで)

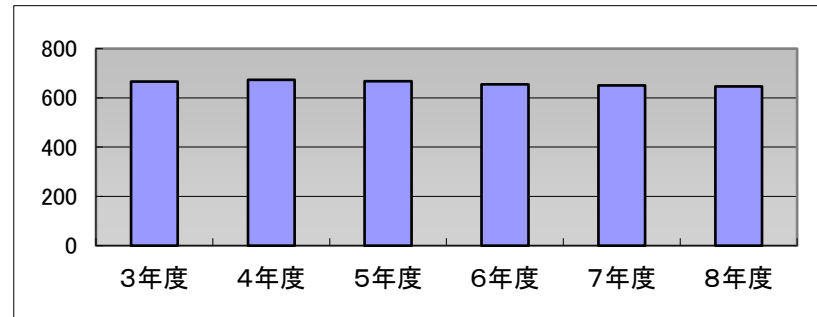


八幡小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	666	674	668	655	651	646
学級数	20	20	21	21	21	21

※ 今後増加傾向の見込み(教室不足:最大21教室まで)

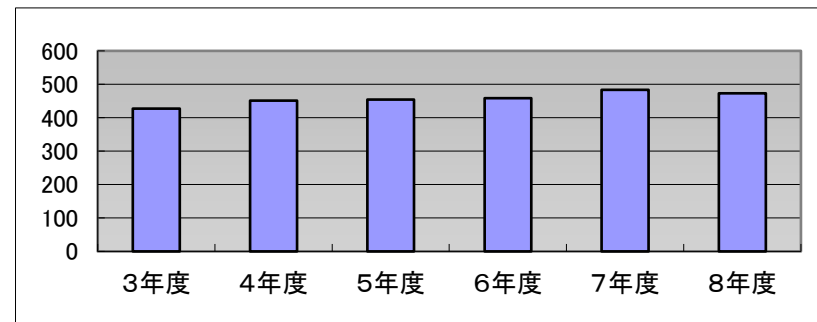


宮田小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	427	451	454	458	483	473
学級数	13	14	15	16	17	17

※ 今後建て替え。増加傾向の見込み(教室不足)

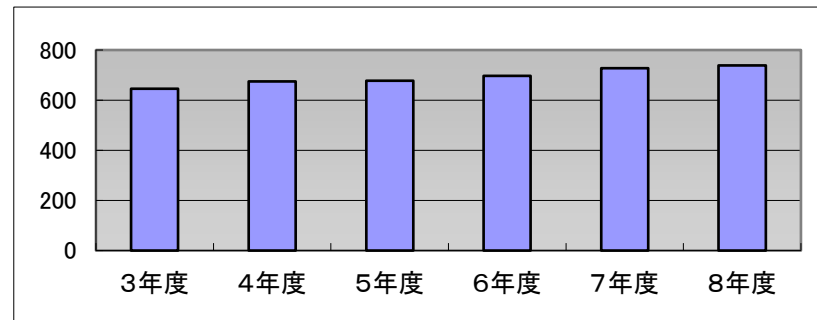


富貴島小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	646	674	678	697	727	739
学級数	21	22	22	23	24	24

※ 今後増加傾向の見込み(教室不足)

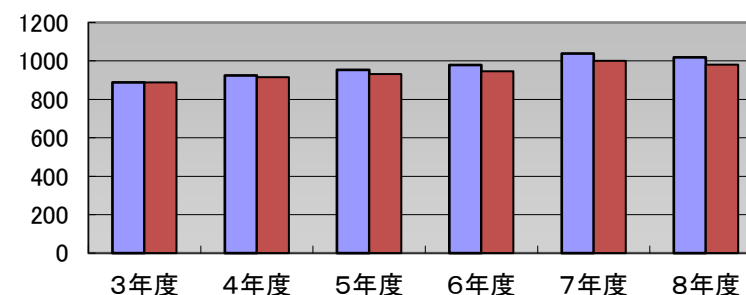


鬼高小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校 ≪兄弟≫

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校 (下段: 兄弟制限)	889	925	953	979	1038	1018
	889	916	932	947	1000	981
学級数	28	30 (29)	31 (29)	32 (30)	34 (32)	33 (32)

※下の段は、兄弟制限を行う場合の推計 増加傾向

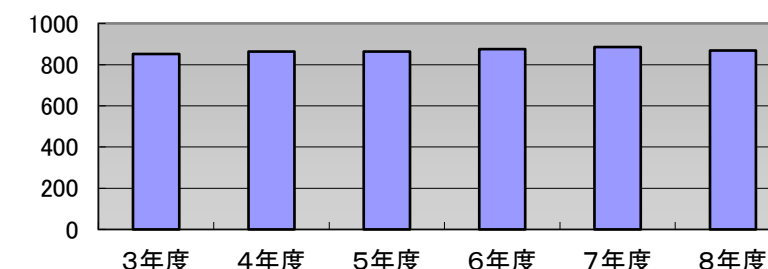


行徳小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	851	864	863	875	886	869
学級数	26	27	28	29	30	29

※ 学区の在住者はほぼ安定(平成30年度まで兄弟在籍のみ承認)

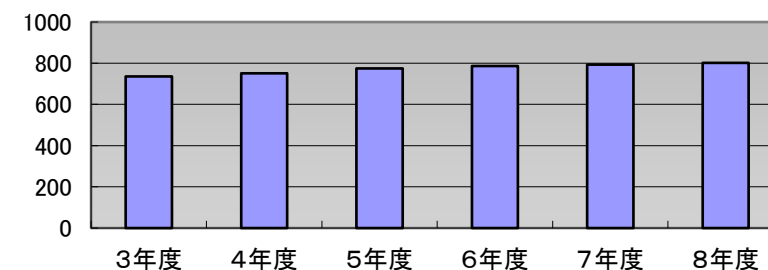


信篤小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	736	751	774	786	793	802
学級数	23	24	25	25	25	25

※ 学区の在住者はほぼ安定

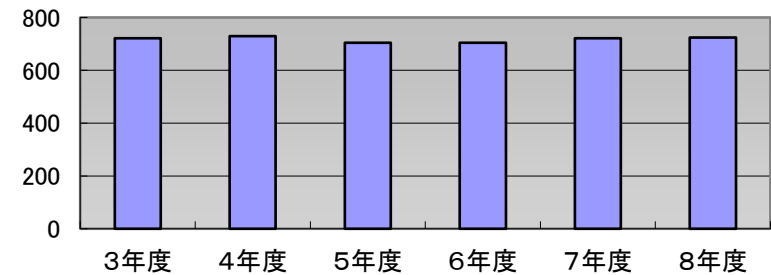


新浜小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校《兄弟》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	722	729	704	704	722	724
学級数	24	23	22	22	23	23

※ 学区の在住者はほぼ安定

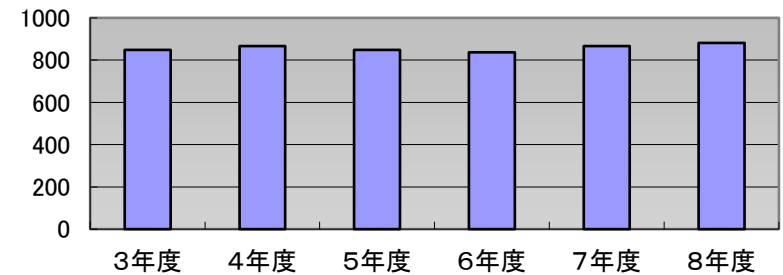


富美浜小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	848	866	848	837	867	882
学級数	26	27	26	26	27	28

※ 学区在住者が増加傾向(教室不足)



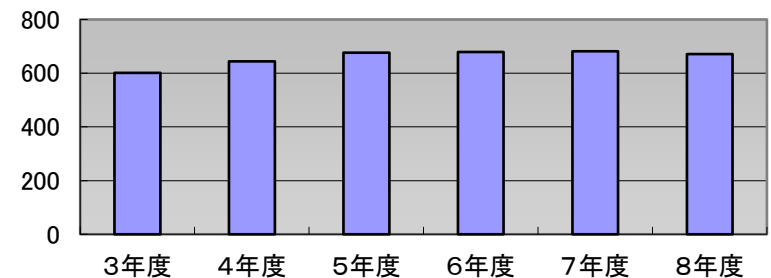
大和田小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校《兄弟》

《距離》

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	601	644	676	679	681	671
学級数	20	21	22	22	22	21

※ 学区在住者が増加傾向(教室不足)

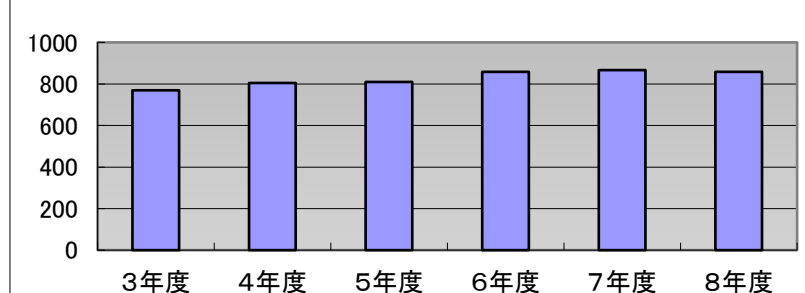


妙典小学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	769	804	810	858	866	858
学級数	24	25	26	28	28	28

※ 学区の在住者学院増加傾向(平成30年度まで兄弟在籍のみ承認)

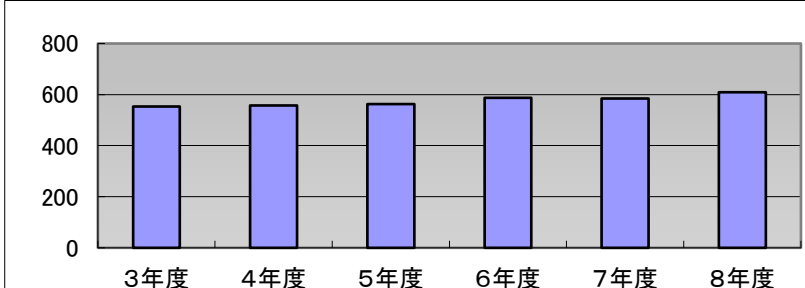


第一中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	553	558	563	587	584	609
学級数	16	17	17	17	16	18

※ 指定学校変更の動向に注意、今後建替えあり

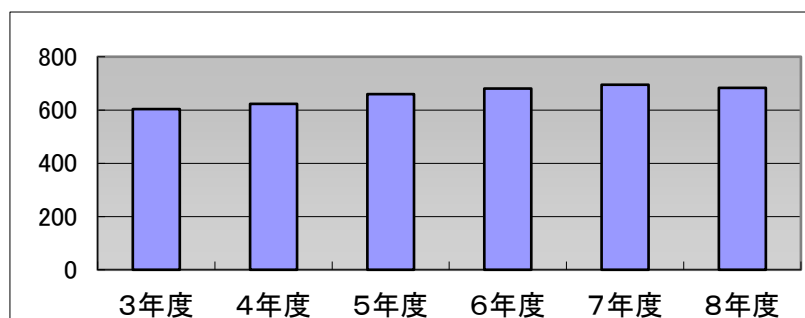


第二中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	603	623	660	680	695	683
学級数	18	19	19	20	20	20

※ 今後増加傾向の見込み、指定学校変更の動向に注意(教室不足)

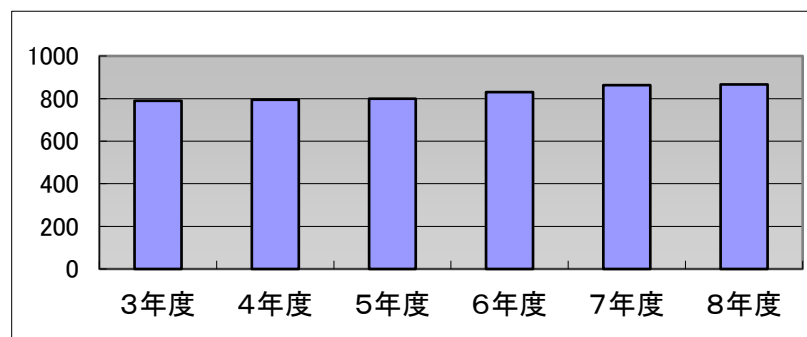


第三中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	790	794	799	830	863	866
学級数	23	23	23	25	25	24

※ 指定学校変更の動向に注意(教室不足、1学年9学級は避けたい)

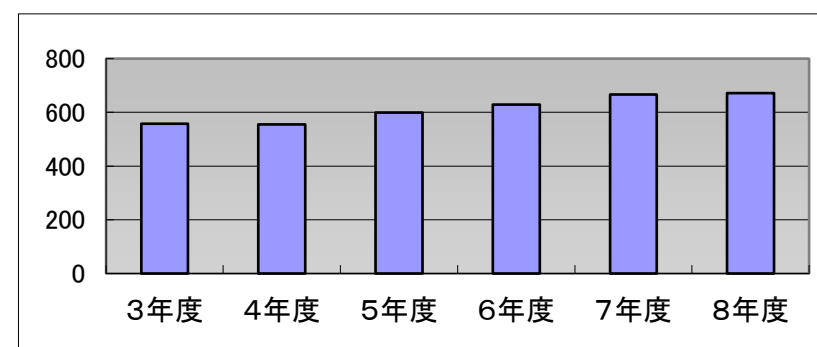


第四中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	557	555	599	629	667	672
学級数	16	16	17	18	19	19

※ 指定学校変更の動向に注意

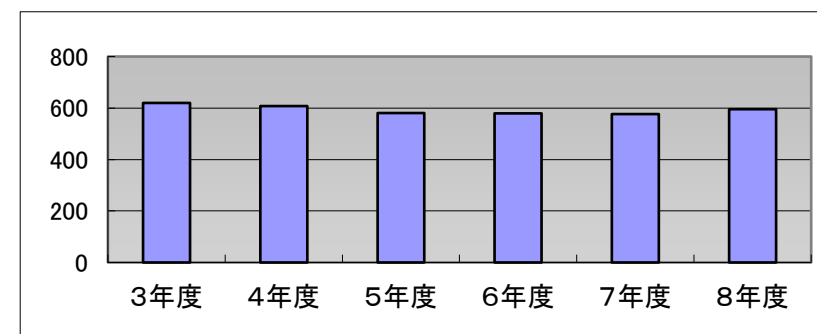


第六中学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	620	607	581	579	576	595
学級数	17	18	17	17	18	18

※ 指定学校変更の動向に注意

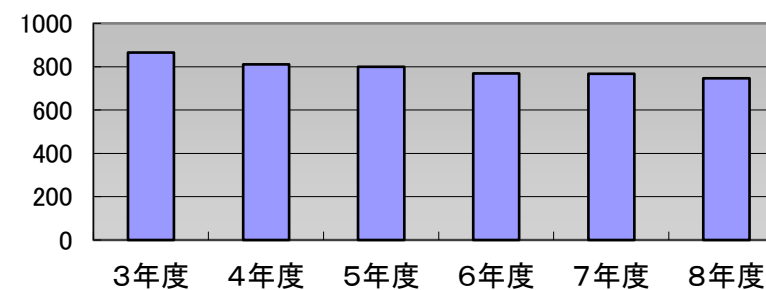


第七中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	866	811	800	769	768	747
学級数	25	24	23	23	23	22

※ 指定学校変更の動向に注意

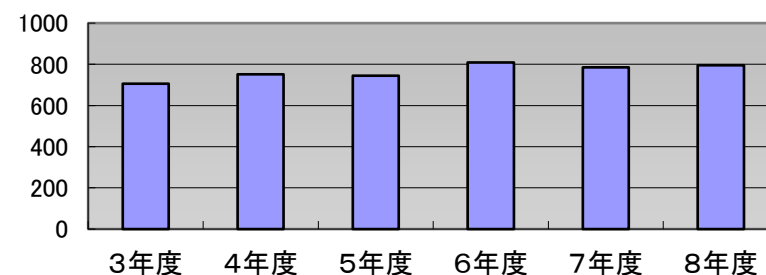


福栄中学校の児童数及び学級数の推計

←制限校

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	705	752	744	809	785	796
学級数	20	21	22	24	23	23

※ 指定学校変更の動向に注意

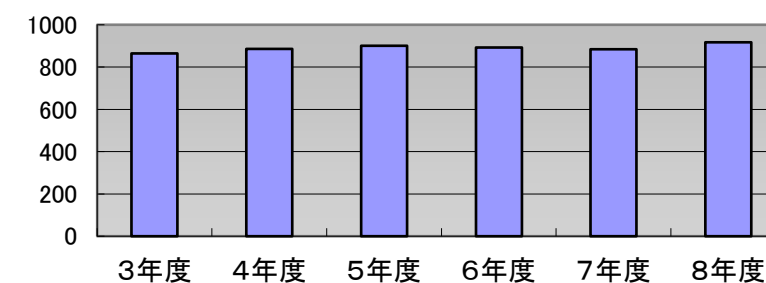


妙典中学校の生徒数及び学級数の推計

←制限校

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	864	886	901	892	885	917
学級数	25	25	25	25	25	26

※ 指定学校変更の動向に注意

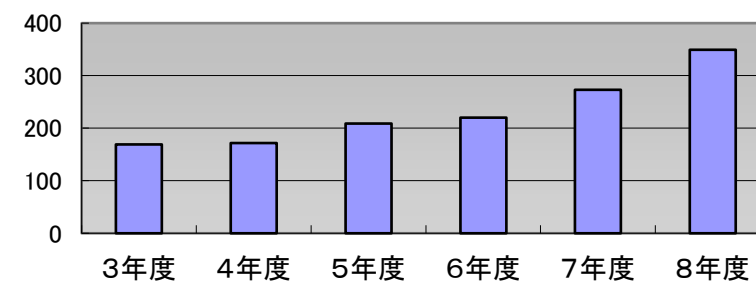


塩浜学園(前期)の児童数及び学級数の推計

←制限校

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	169	172	209	220	273	349
学級数	6	6	7	7	9	12

※ 今後増加傾向の見込み、指定学校変更の動向に注意(教室不足)

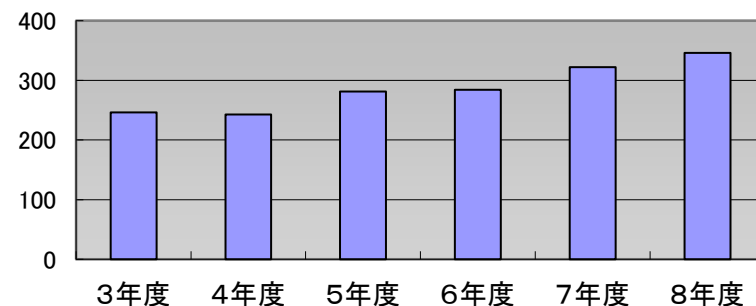


塩浜学園(後期)の生徒数及び学級数の推計

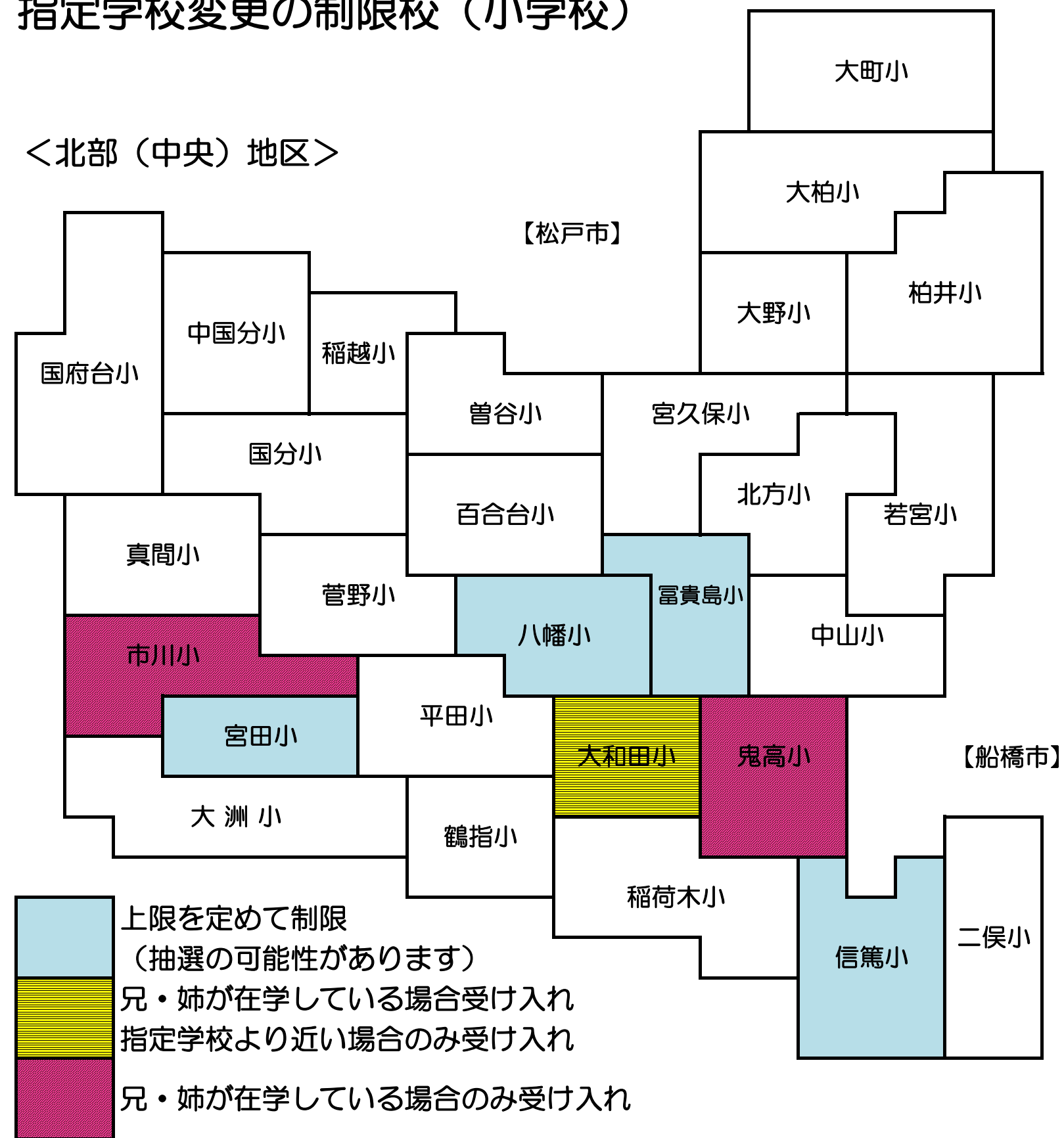
←制限校

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
全校	246	243	281	284	322	346
学級数	9	8	10	9	10	11

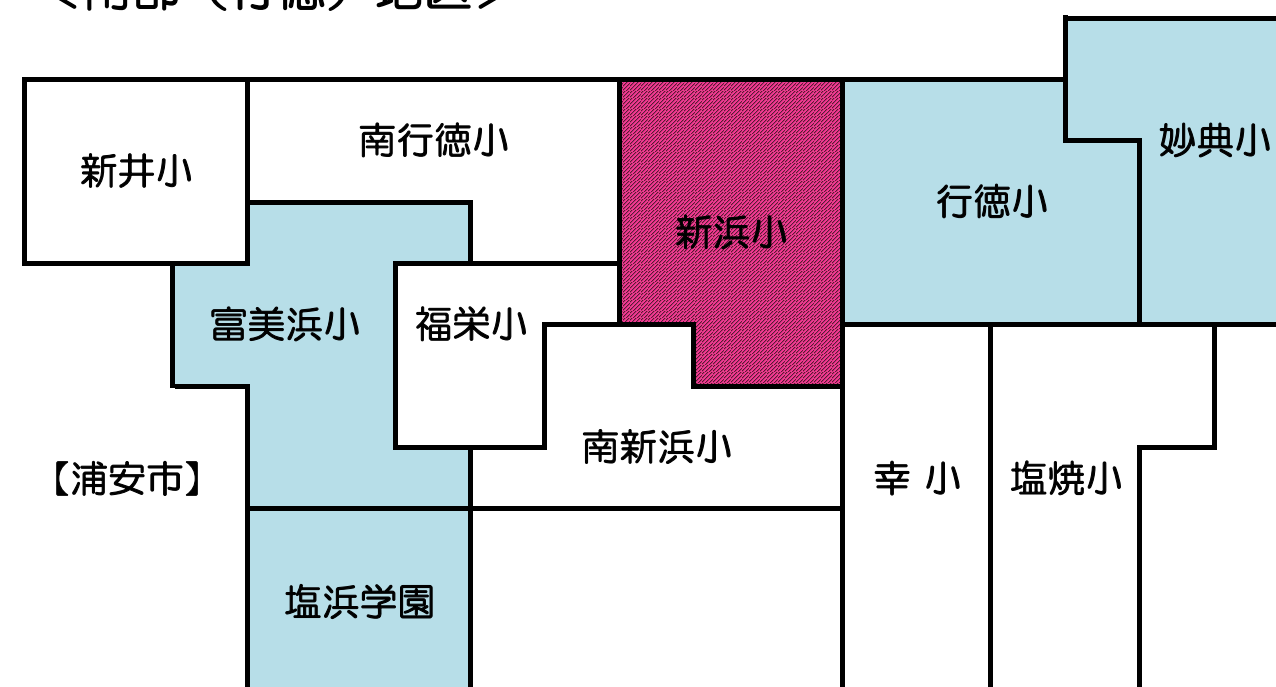
※ 今後増加傾向の見込み、指定学校変更の動向に注意(教室不足)



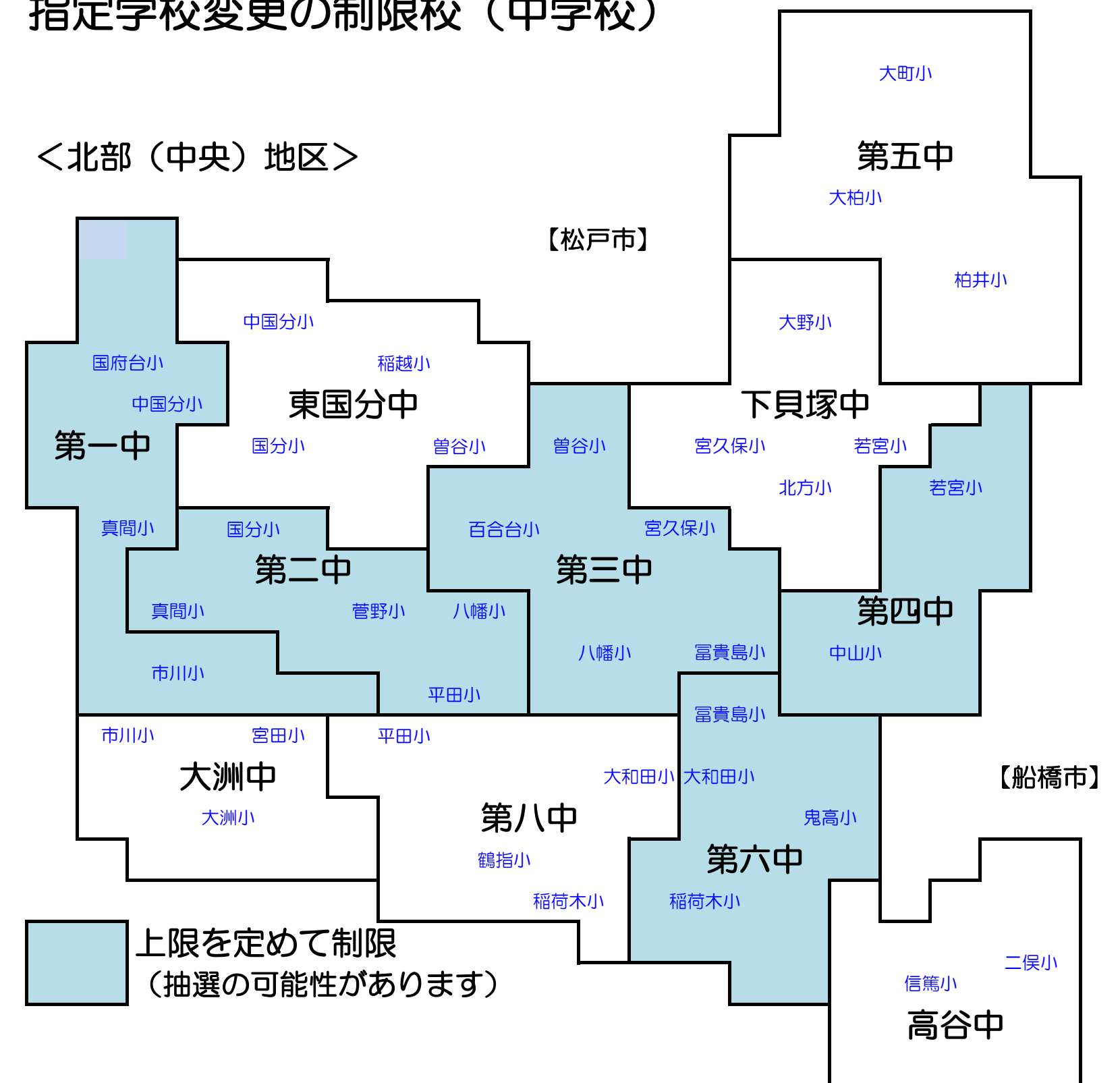
令和4年度 新入学
指定学校変更の制限校（小学校）



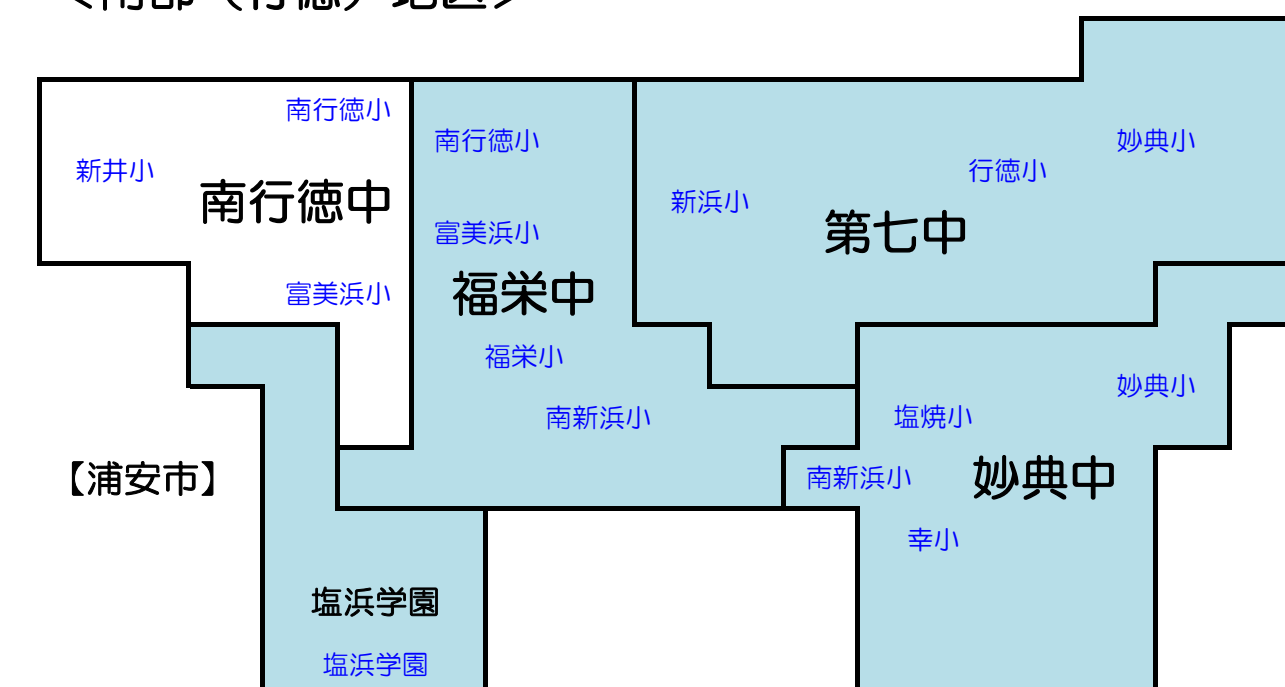
＜南部（行徳）地区＞



令和4年度 新入学
指定学校変更の制限校（中学校）



＜南部（行徳）地区＞



＜通学区域の再編案＞

再編案の構成

1. 第一中学校ブロック
2. 第二中学校ブロック
3. 第三中学校ブロック
4. 第四中学校ブロック
5. 第五中学校ブロック
6. 第六中学校ブロック
7. 第七中学校ブロック
8. 第八中学校ブロック
9. 下貝塚中学校ブロック
10. 高谷中学校ブロック
11. 福栄中学校ブロック
12. 東国分中学校ブロック
13. 大洲中学校ブロック
14. 南行徳中学校ブロック
15. 妙典中学校ブロック
16. 塩浜学園（義務教育学校区）
17. 複数の中学校区に分かれている自治会

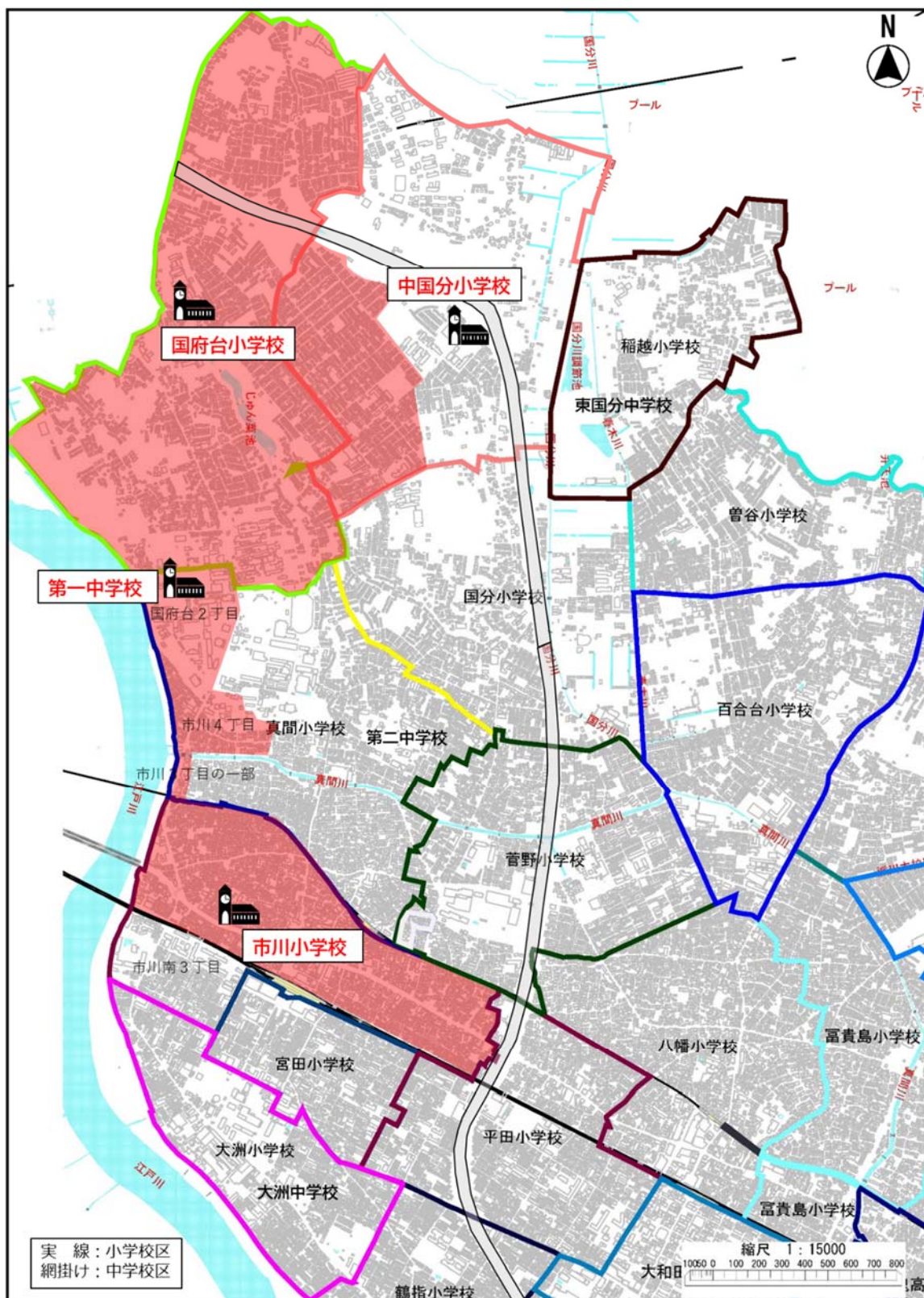
通学区域の見直し方針で定めた「見直しの流れ」に沿って、中学校ブロックごとに通学区域の再編案を作成したものです。

現行の通学区域と見直し後の再編案を掲載しています。

1-1 第一中学校ブロック（第一中学校、市川小学校、国府台小学校、中国分小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 市川小学校、中国分小学校、真間小学校（第二中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域のつながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する必要がある。
学校規模の是正	市川小は大規模校となっている。 ＜学級数＞ 第一中⑱、市川小⑳、国府台小⑱、中国分小⑱
通学路の距離	通学路の距離は適正である。 ＜通学路の距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

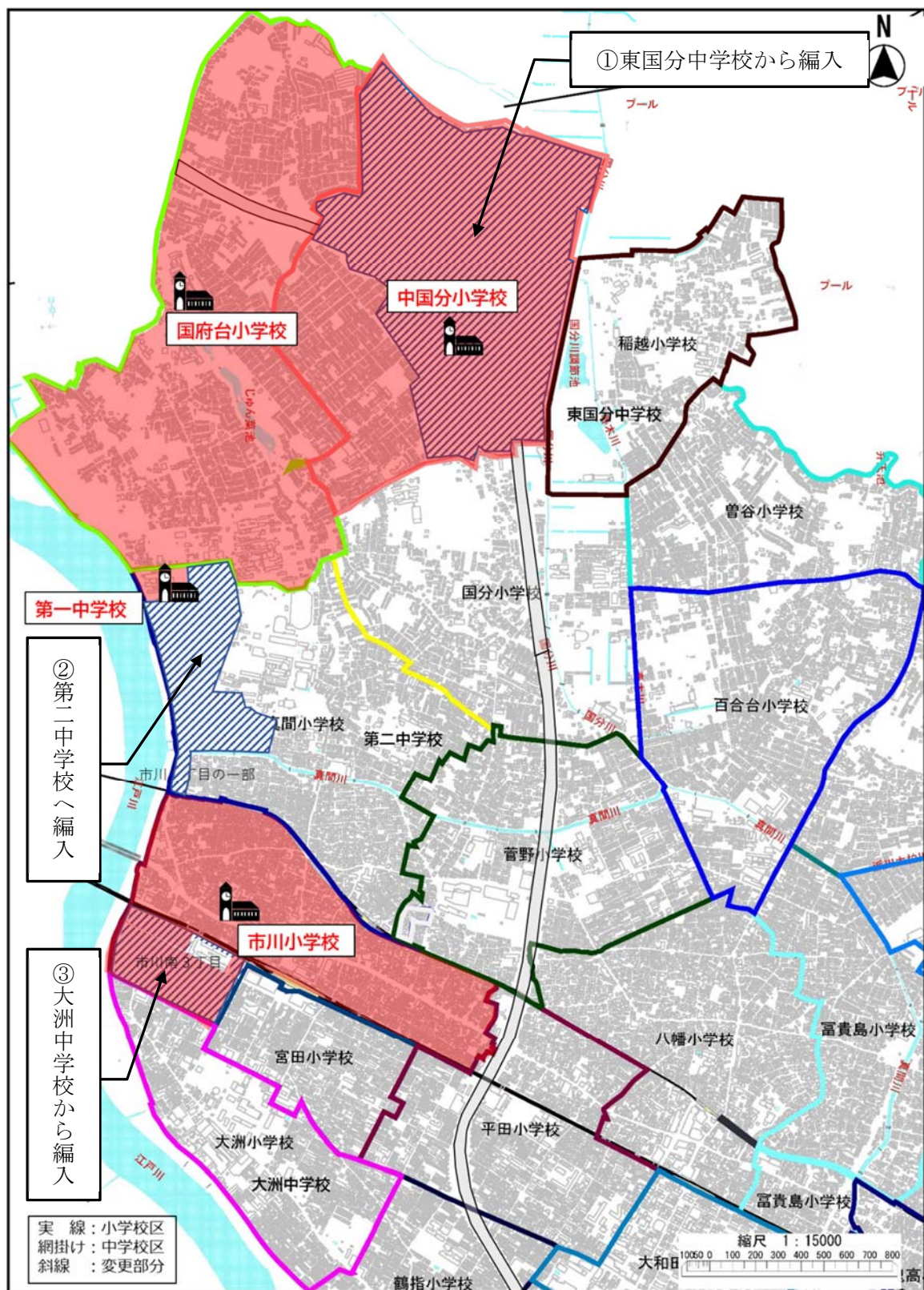
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、第一中学校の通学区域を市川小学校、国府台小学校、中国分小学校の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）
- 地域のつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

1-2 第一中学校ブロック（第一中学校、市川小学校、国府台小学校、中国分小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域のつながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜分断された自治会数（中学校区）＞ 6 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	市川小は大規模校となっているものの、児童数の減少により、将来的には適正規模に向かうと見込まれる。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。
通学路の距離	通学路の距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 第一中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

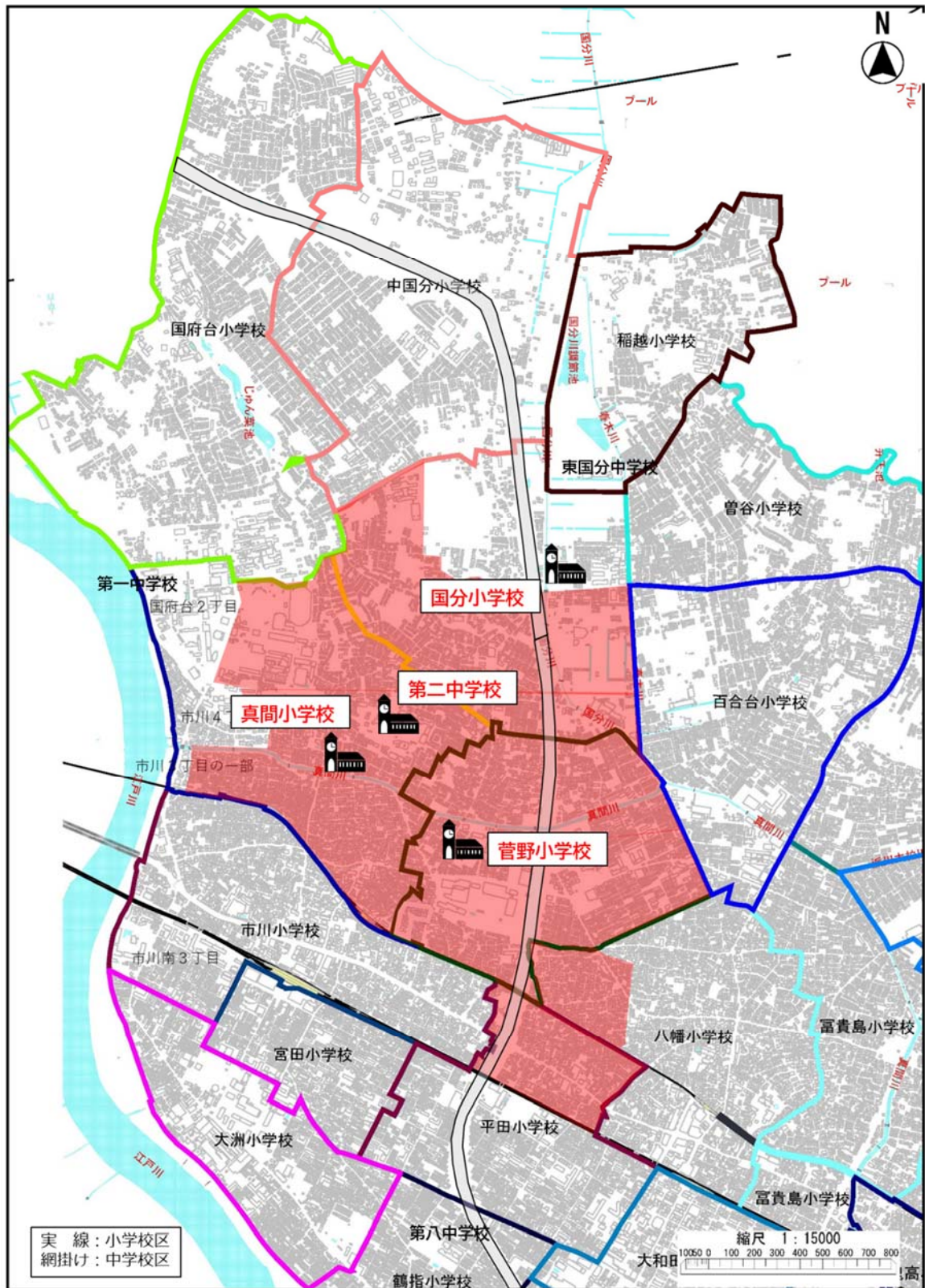
- ・ 第一中学校、市川小学校、国府台小学校、中国分小学校
- ・ 第二中学校、真間小学校
- ・ 大洲中学校
- ・ 東国分中学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

2-1 第二中学校ブロック（第二中学校、真間小学校、菅野小学校、国分小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 真間小学校、国分小学校、八幡小学校（第三中学校ブロック）、平田小学校（第八中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域のつながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する必要がある。
学校規模の是正	菅野小は大規模校となっている。 ＜学級数＞ 第二中⑰、真間小⑱、菅野小⑲、国分小⑫
通学路の距離	通学路の距離は適正である。 ＜通学路の距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

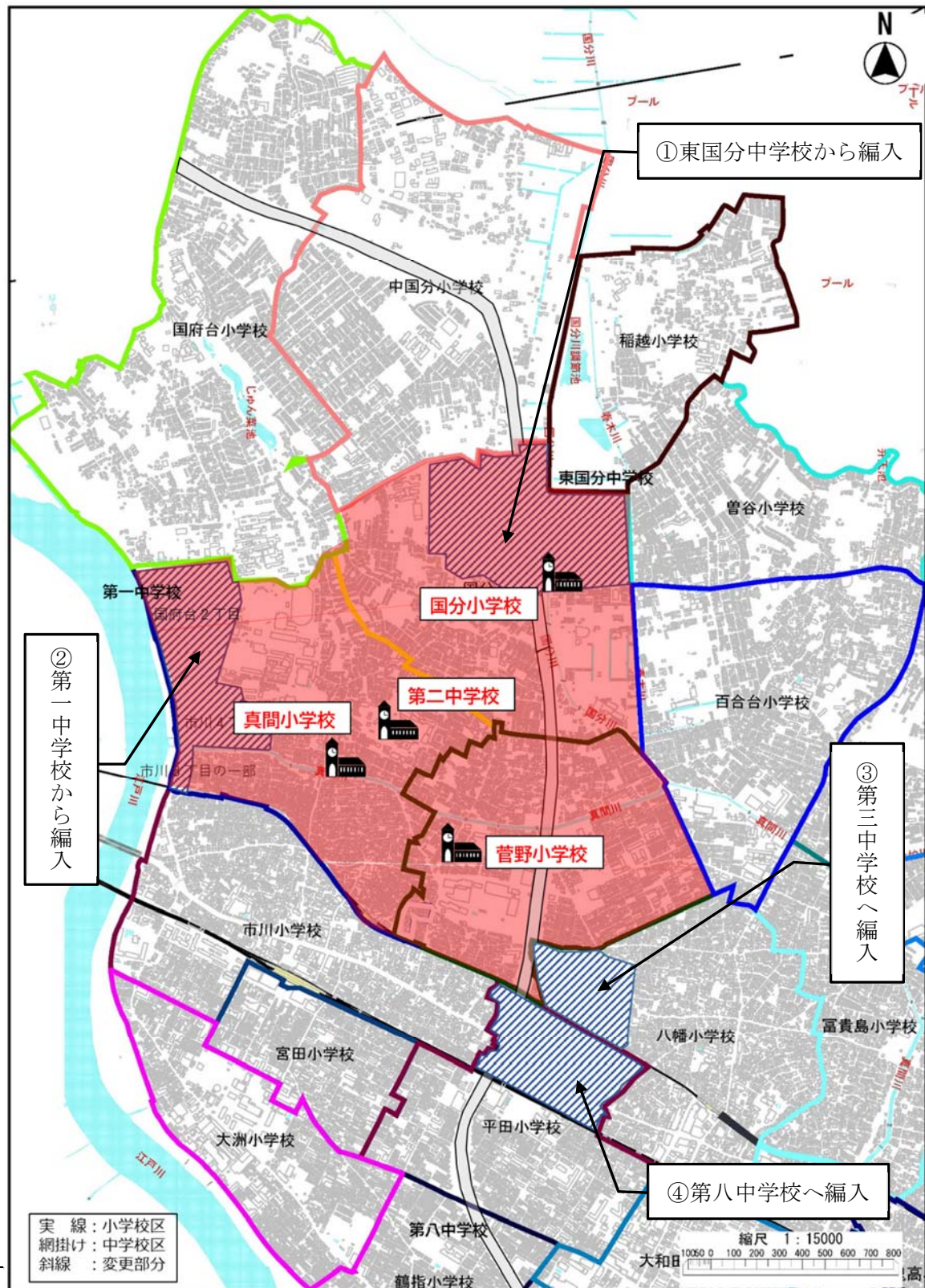
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、第二中学校の通学区域を真間小学校、菅野小学校、国分小学校の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）
- 地域のつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

2-2 第二中学校ブロック（第二中学校、真間小学校、菅野小学校、国分小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域のつながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜分断された自治会数（中学校区）＞ 10 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	菅野小は大規模校となっているものの、児童数の減少により、将来的には適正規模に向かうと見込まれる。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。
通学路の距離	通学路の距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 第二中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

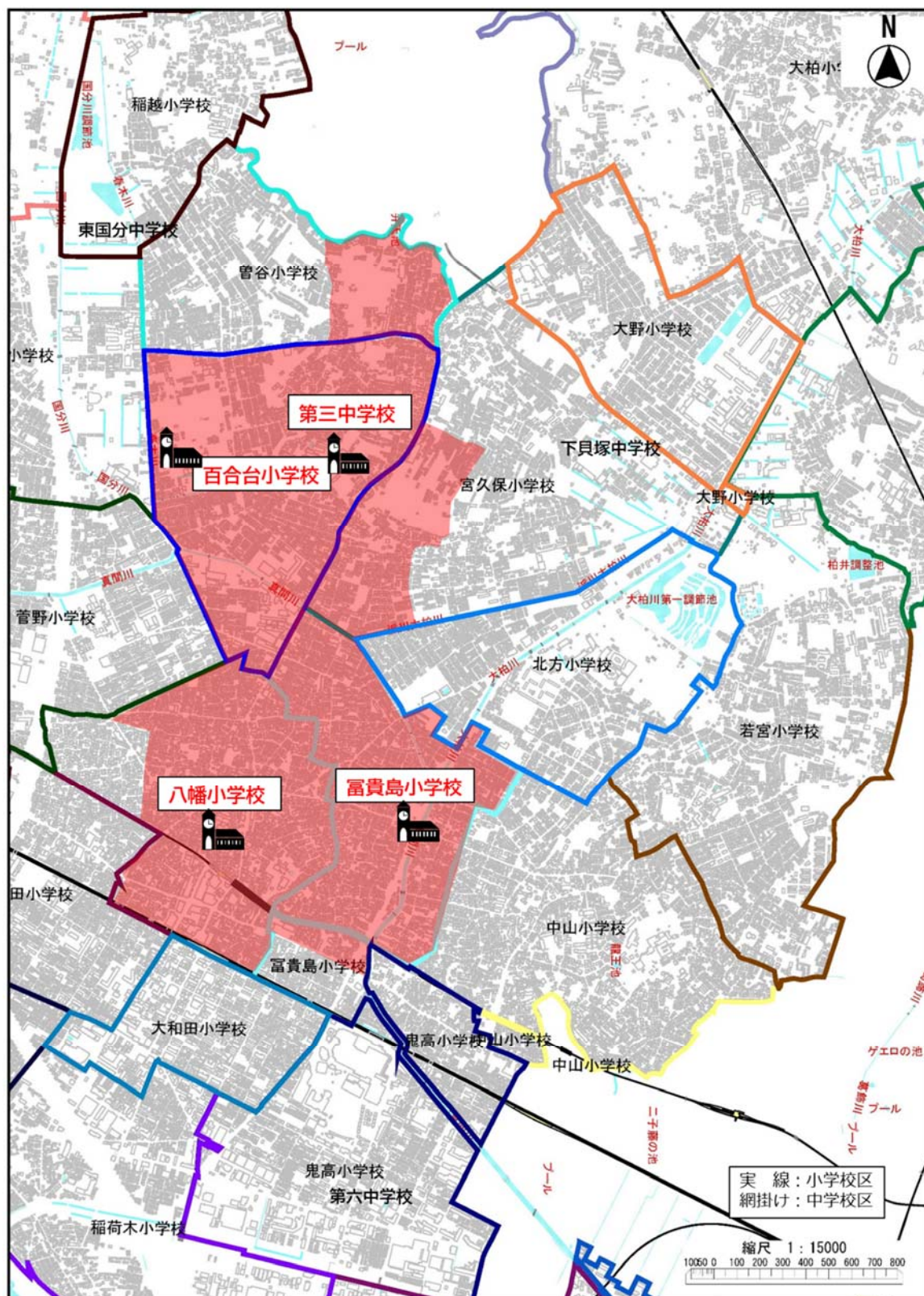
- ・ 第二中学校、真間小学校、菅野小学校、国分小学校
- ・ 第一中学校
- ・ 第三中学校、八幡小学校
- ・ 第八中学校、平田小学校
- ・ 東国分中学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

3-1 第三中学校ブロック（第三中学校、八幡小学校、富貴島小学校、百合台小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 八幡小学校、富貴島小学校、宮久保小学校（下貝塚中学校ブロック）、曾谷小学校（東国分中学校ブロック）
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域のつながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する必要がある。
学校規模の是正	すべての学校が大規模校となっている。 ＜学級数＞ 第三中⑳、八幡小㉑、富貴島小㉒、百合台小㉓
通学路の距離	通学路の距離は適正である。 ＜通学路の距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、第三中学校の通学区域を八幡小学校、富貴島小学校、百合台小学校の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）
- 地域のつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

再編案

①東国分中学校へ編入

②下貝塚中学校へ編入

③第二中学校から編入

④第六中学校から編入

実線：小学校区
網掛け：中学校区
斜線：変更部分

縮尺 1 : 15000

1000 0 100 200 300 400 500 600 700 800

＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域のつながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜分断された自治会（中学校区）＞ 14 自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	すべての学校が大規模校となっているものの、児童生徒数の減少により、将来的には適正規模に向かうと見込まれる。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。
通学路の距離	通学路の距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 第三中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

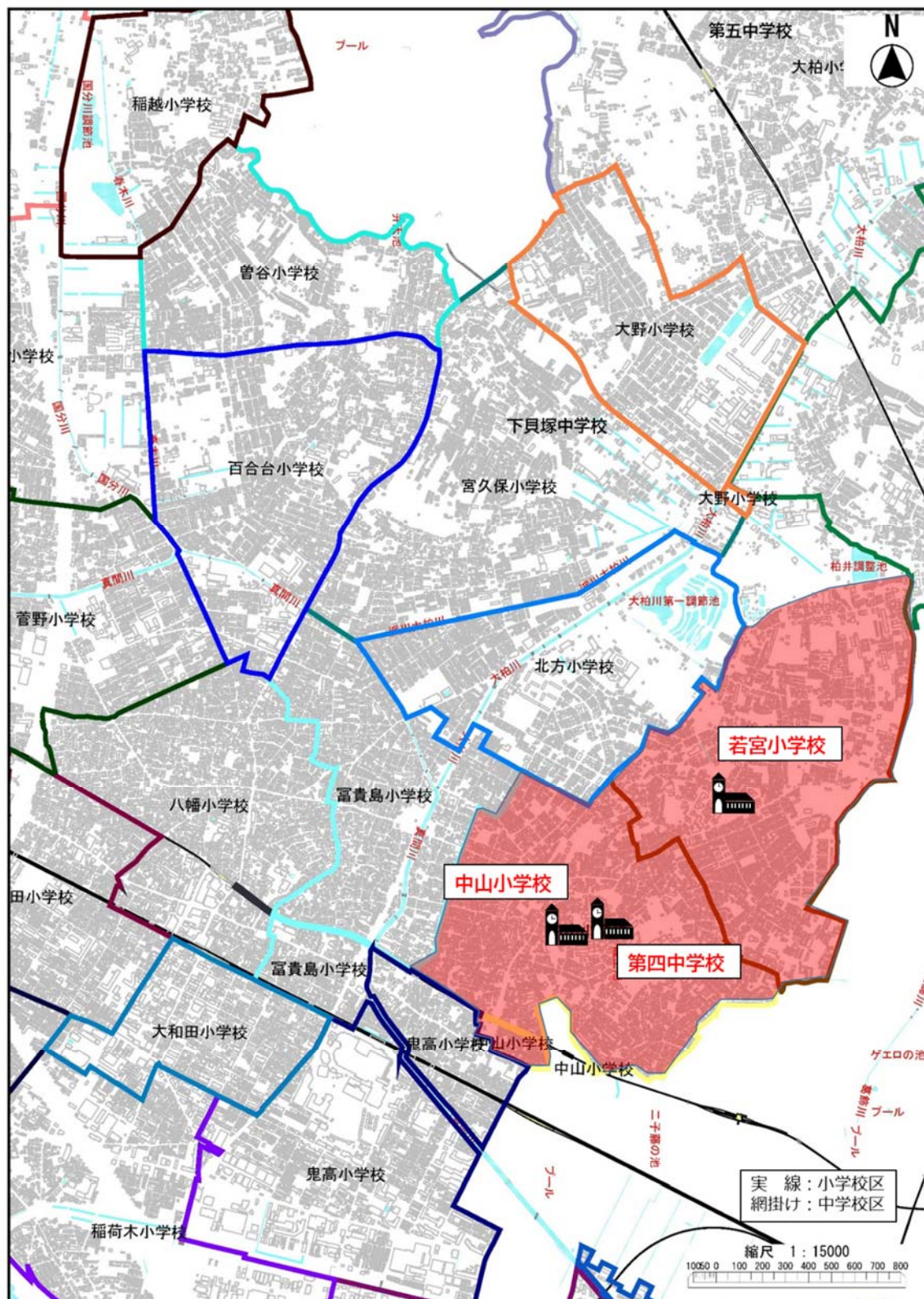
- ・ 第三中学校、八幡小学校、富貴島小学校、百合台小学校
- ・ 第二中学校
- ・ 第六中学校
- ・ 東国分中学校、曾谷小学校
- ・ 下貝塚中学校、宮久保小学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

4-1 第四中学校ブロック（第四中学校、中山小学校、若宮小学校）

現 行

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致していない。 ＜不一致となっている小学校＞ 若宮小学校
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜通学路の安全点検＞ 通学路の危険箇所を把握し、必要な安全対策を講じている。
地域のつながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜確認事項＞ 分断による地域活動等への影響を確認する必要がある。
学校規模の是正	中山小と若宮小が大規模校となっている。 ＜学級数＞ 第四中⑯、中山小⑱、若宮小⑱
通学路の距離	通学路の距離は適正である。 ＜通学路の距離＞ 小学校は 4 km 以内、中学校は 6 km 以内となっている。

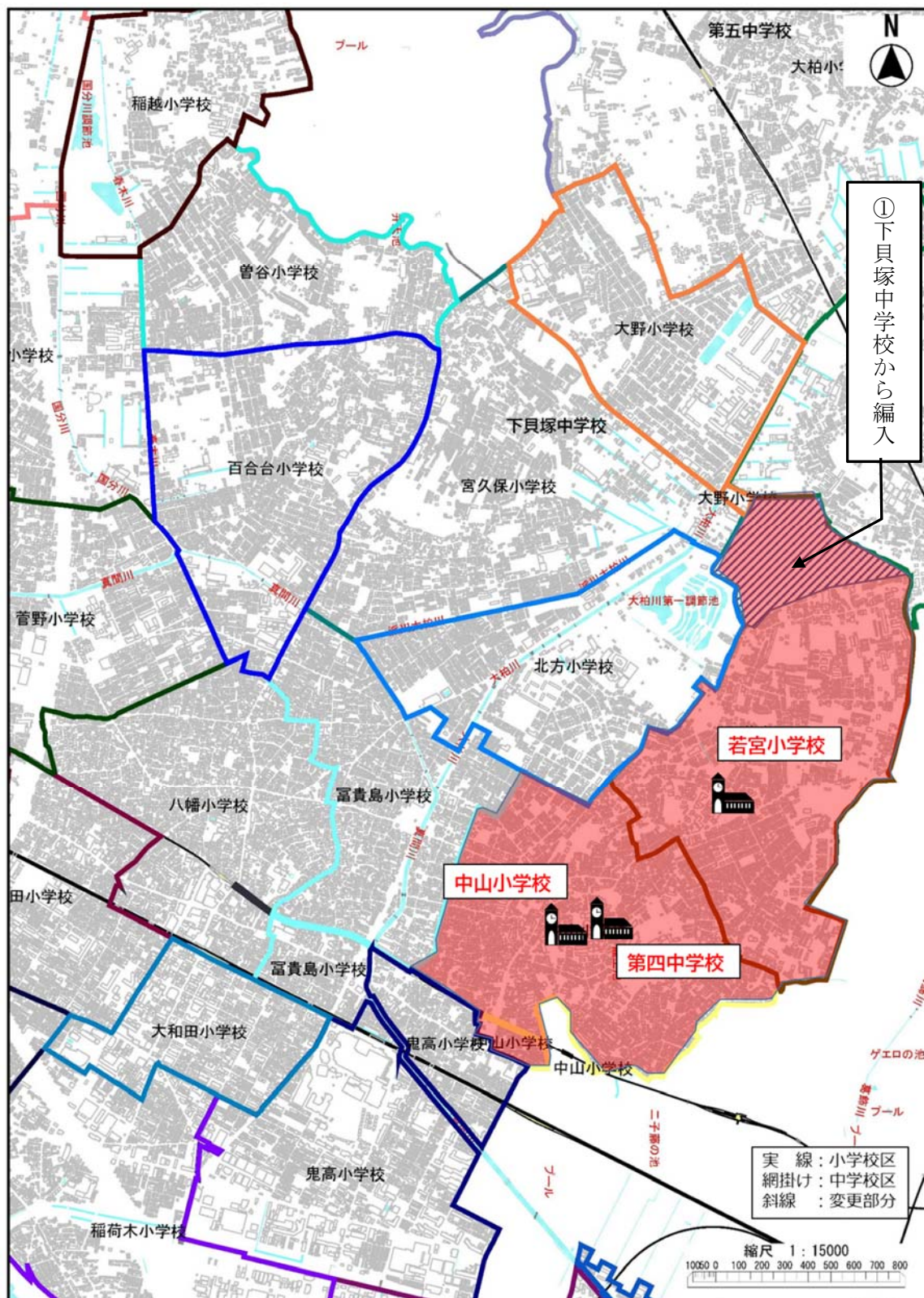
＜見直しの方向性＞

- 小中学校の連続性を確保するため、第四中学校の通学区域を中山小学校、若宮小学校の通学区域に合わせます。
- 隣接する学校の規模を踏まえ、学校規模を是正するための見直しは行わないこととします。（大規模校は将来的には大部分が適正規模となる見込み。）
- 地域のつながりについては、学校運営協議会で調整することとし、再編案では、自治会単位での見直しは行わないこととします。

4-2 第四中学校ブロック（第四中学校、中山小学校、若宮小学校）

再 編 案

<通学区域>



＜見直しの視点からの評価＞

	評 価
小中学校の連続性	小中学校の通学区域が一致している。
通学路の安全性	通学路の安全は確保されている。 ＜今後の対応＞ 登下校時の安全を確保するため、引き続き点検と対策を実施していく。
地域のつながり	通学区域が自治会を分断している。 ＜分断された自治会（中学校区）＞ 7自治会（詳細は「複数の中学校区に分かれている自治会」参照）
学校規模の是正	中山小と若宮小が大規模校となっているものの、児童数の減少により、将来的には適正規模に向かうと見込まれる。 ＜隣接校の状況＞ 大規模校と隣接している過小規模校はない。
通学路の距離	通学路の距離は適正である。

＜見直しの手続き＞

- 各小学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の再編案（見直しなし）を各小学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。
- 第四中学校の建替えに関する基本構想・基本計画の策定までに、通学区域の見直しによって影響のある学校の学校運営協議会で調整し、通学区域を決定します。

（影響のある学校）

- ・ 第四中学校、中山小学校、若宮小学校
- ・ 下貝塚中学校

※影響のある中学校が先に建替えられる場合は、その際に関係する見直し部分を調整し、決定します。

17 複数の中学校区に分かれている自治会

No.	自治会名	重複している学校名			備考
1	市川3丁目第一自治会	第一中学校	第二中学校		
2	根本自治会	第一中学校	第二中学校		一軒のみ
3	平田町自治会	第一中学校	第二中学校		一軒のみ
4	真間二丁目西部自治会	第一中学校	第二中学校		
5	六反田自治会	第一中学校	第二中学校		
6	中国分自治会	第一中学校	東国分中学校		
9	白幡自治会	第二中学校	第三中学校		
10	菅野二丁目自治会	第二中学校	第三中学校		
8	東菅野町会	第二中学校	第三中学校		
11	平田町会	第二中学校	第八中学校		
7	平川自治会	第二中学校	東国分中学校		
12	北方一丁目自治会	第三中学校	第四中学校		
13	北方中央自治会	第三中学校	第四中学校		
14	本北方一丁目自治会	第三中学校	第四中学校	下貝塚中学校	
15	八幡上町自治会	第三中学校	第六中学校		
16	八幡下町自治会	第三中学校	第六中学校		
17	辰巳自治会	第三中学校	第八中学校		
19	東古八幡自治会	第三中学校	下貝塚中学校		
20	富貴島自治会	第三中学校	下貝塚中学校		
18	宮久保連合自治会	第三中学校	下貝塚中学校		
21	曾谷第4自治会	第三中学校	東国分中学校		
22	曾谷第5自治会	第三中学校	東国分中学校		
23	鬼越町会	第四中学校	第六中学校		
24	高石神自治会	第四中学校	第六中学校		
25	北方東部自治会	第四中学校	下貝塚中学校		
26	千足町会	第四中学校	下貝塚中学校		
27	迎米自治会	第五中学校	下貝塚中学校		
28	大和田自治会	第六中学校	第八中学校		
29	末広自治会	第七中学校	妙典中学校		
30	行徳駅前4丁目自治会	第七中学校	福栄中学校		
31	大洲自治会	第八中学校	大洲中学校		
32	新田第2・3丁目自治会	第八中学校	大洲中学校		
33	南行徳富美浜自治会	福栄中学校	南行徳中学校		一軒のみ